

議事日程第2号

平成30年9月5日(水曜日) 午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問(1番～6番)

出席議員(11名)

議長 山田儀雄	1番 奥村雄二	2番 安藤信治
3番 伏屋光幸	5番 高山由行	7番 安藤雅子
8番 柳生千明	9番 加藤保郎	10番 大沢まり子
11番 岡本隆子	12番 谷口鈴男	

欠席議員(1名)

6番 山口政治

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長 渡邊公夫	副町長 寺本公行
教育長 高木俊朗	総務部長 伊左次一郎
民生部長 加藤暢彦	建設部長 亀井孝年
企画調整 担当参事 長屋史明	教育参事兼 学校教育課長 山田徹
総務防災課長 須田和男	企画課長 小木曾昌文
環境モデル都市 推進室長兼 まちづくり課長 山田敏寛	亜炭鉱廃坑 対策室長 大鋸敏男
税務課長 中村治彦	住民環境課長 若尾宗久
保険長寿課長 日比野伸二	福祉課長 高木雅春
農林課長 可児英治	上下水道課長 鍵谷和宏
建設課長 筒井幹次	会計管理者 佐久間英明
生涯学習課長 石原昭治	

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 各務元規	議会事務局 書記 丸山浩史
-------------	------------------

開議の宣告

議長（山田儀雄君）

おはようございます。

ただいまの出席議員は11名で、定足数に達していますので、これより本日の会議を開きます。

なお、山口政治議員から本日欠席する旨の届け出がありましたので、御報告をいたします。

また、建設課長 筒井幹次君と上下水道課長 鍵谷和宏君より、昨日の台風の被害による対応のため、本日の午前中、欠席したいとの申し出がありましたので、お知らせをいたします。

本日の日程は、お手元に配付をしました議事日程のとおり行いたいと思いますので、よろしくお願いをいたします。

会議録署名議員の指名

議長（山田儀雄君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、8番 柳生千明君、9番 加藤保郎君の2名を指名します。

一般質問

議長（山田儀雄君）

日程第2、一般質問を行います。

町政一般に対する質問の通告がありましたので、受け付け順序に従って発言を許します。

3番 伏屋光幸君。

3番（伏屋光幸君）

おはようございます。

議長の許可がいただけましたので、さきに提出しました通告書に従い、一般質問をさせていただきます。

質問に入る前に、昨日、久々な台風というものを体験したわけですけど、御嵩町における被害等はなかったでしょうか。私、その辺把握しておりませんので、自分の周りのことよりわかりませんが、伏見の白山神社の木が2本ほど倒れまして、昨日夕方、撤去を行いました。それと朝方ですが、夕方でしたのでやれませんでした。私のうちの前のふしみ営農のキャベツ畑へ私の所有しておる木が倒れたので、朝、ここに来る前に1時間ほどかけて片づけをしてまいりました。

さきに西日本豪雨被害、7月6日に記録的な大雨で、土砂崩れ被害、河川の氾濫が相次ぎ、被害が拡大しまして、220名以上の方がお亡くなりになり、その方々の御冥福を心よりお祈り申し上げます。

では、本題に入ります。

ことしの7月から8月にかけては、非常に猛暑日が続いてきました。岐阜県下においても最高気温が41度を超える地域が、多治見市に続き美濃市、下呂市金山41度、それから揖斐川町で40度を記録いたしました。地球温暖化でしょうか、異常気象でしょうか、我々の地域も38度から39度の日が大変続きました。

7月18日に伏見小学校運営協議会の会長より、明日19日午後7時半より緊急会議を開くので参加してほしいとの電話がありました。19日、校長室にて、運営協議会正・副会長、PTA会長、校長、教頭と私の6名で、伏見小学校暑さ対策について会議を行いました。地球温暖化に伴い、子供たちの学習環境は大きく変化している中、特に近年は猛暑日が増加し、暑さへの対策が急がれています。また、夏休みに家にいてエアコンになれた子供たちの今後の対策、対応が急務であるということで、会議をいたしました。

この日の議題は、学校現場の暑さに関する現状分析、学校現場の暑さ対策、今後の暑さ対策、3点について協議をいたしました。

7月17日に、愛知県豊田市の小学校で小学校1年生の男子児童が熱中症で亡くなり、重大な事故が起きてしまいました。この事件前から、教室にエアコンのない伏見小学校はある行動をしたそうです。校長は、13日に熱中症指数危険に伴って、緊急対応として全職員に文書で周知をされています。

校長の文は次のような内容で、連日お疲れさまです。猛暑の中、頭が下がります。保健室の来室状況を見ますと、軽い熱中症の児童が毎日1人から2人出現しています。気象によると、本日13日は気温が37度になるとあります。教室での体感温度は体温を超える見込みです。特に、上段3階と人口密度の高い5年生は危険であります。これまでどおり換気、水分補給は小まめに行ってください。本日は実験的に、塩分補給のため塩分チャージタブレットを学校で用意しました。配付時間は第3校時、授業のスタートとします。来週からの配付については、13日の児童の様子を見て効果があれば継続します。

18日には保護者向けに文書で、水筒持参についてのお願いのタイトルで配付をされております。非常に暑い日が続いていますので熱中症が心配されます。これまでもお茶の持参をお願いしてまいりましたが、熱中症予防の観点から、9月末までスポーツドリンクを持ってきてもよいことにしますと保護者に連絡をしたそうです。

元来、伏見小学校は保健室の来室数の少ない学校であるそうですが、7月の来室数は、短期

間であるが、例年の二、三倍を上回っている。4月では病気で12人、けがで21人、5月では病気で21人、けがで41人、6月では病気で13人、けがで51人、7月1日から18日間に病気で44人、けがで33人となったそうであります。特に、7月13日、17日、18日の来室数は1日当たり述べ11人だったそうです。

学校の対策として、保健主事より、高温注意時に学校、校外生活の仕方を一斉指導で周知する。これは校内放送だそうです。塩分補給のために、第3校時の授業のスタート前に塩分チャージタブレットを配付、児童の水筒の中身、スポーツドリンク、塩分等が含まれているものを許可すると。業間、昼休みの運動場遊びは禁止。体育の水泳見学はプールサイドの見学はさせない。1学期の終業式は1時間目に体育館で行う。空調の効く特別室、図書館、パソコン教室の開放、また扇風機を5台増設されたようです。

学校に寄せられた保護者の声についてですが、伏見小にはいつクーラーがつくのか、学校の建てかえはいつか、夏休みを早めることはできないか、下校時刻の配慮はありがたいが、時間帯の見立ては適切か、17日と18日に、授業間、休憩、昼休みの時間を短縮しまして下校を実施されたようで、低学年の下校時間14時35分、気温39度、高学年下校時、気温40度であったそうです。

校長は以上の意見を踏まえ、25日までの会議に保護者の意見をまとめると言われました。23日より始まる個人懇談が26日まであるそうですが、それまでの間に、各担当に指示を出してアンケート調査を行う、保護者にアンケート用紙に意見を書き込んでいただくようにすると言われました。

25日の第2回臨時会議が7時30分より校長室でありました。出席者は伏見小学校運営協議会役員全員、PTA本部役員全員、校長、教頭、教務主任と私。この会議は猛暑対策についての会議でありました。参加者の意見が、命にかかわる異常事態、冷房設備で暑さ対策の急務であるとの意見が大半でありました。また、参加されている保護者自体が、自分でも体験したことのない猛暑日が続いて、この暑い教室で授業を受ける子供たちは、勉強が頭に入らないという意見が出ました。保護者全員からの意見、要望を聞いて、以上のような意見などが出ました。

実施中のアンケート調査、23日から25日分の個人懇談での回収したアンケート用紙が学校側から提示され、全員で目を通し確認をしました。まだ、25日分のアンケート意見の調査を集めていませんが、またそれを内容ごとに仕分けをして、要望書として30日に学校教育課へ行くことにいたしました。

30日午前9時、学校教育長室へ、伏見小学校運営協議会会長、PTA会長、私の3名で、教育長、教育参事と面会をいたしました。御嵩町長宛てに、伏見小学校に空調設備、エアコンの設置を求める要望書をPTA会長から町教育長に手渡されました。保護者約200名分の要望

書であります。命の危険、熱中症、学習、生活、下校時の体調不良その他、そしてエアコン、保護者の要望を仕分けしたものを伏見小学校要望書として提出。当日、町教育長から、既に動いています。町として全教室にスポットクーラー新品設置と電気工事等も同時に工事をすると。購入後のスポットクーラーは、町の備品としてこれからの防災、各種イベントなど多目的に使用する考えであると、貸し出しですね。よい回答をいただき、我々3人は、9月1カ月の間、児童が耐えることができると確信をいたしました。訪れた成果だと思いました。面会后、私にPTA会長は、もう十分ですということを言われました。

何の連絡もないので、数日後、当方から学校教育課へ電話をすると、驚きの返事で、実際には3階のみ、8教室、スポットクーラーを設置、レンタル品で16台、発電機2台、玄関にミストシャワー2基をつけることでありました。29日までに設置を終える緊急対策と連絡を受けました。

既に皆さん御存じかと思いますが、菅官房長官は、学校にクーラー、来期までにと、7月23日の夜のBS番組で、猛暑対策として学校へのクーラー設備補助、夏休みの延長を検討する必要があるとの見解を示されました。

翌日の中日新聞夕刊には、27日記者会見で、猛暑対策を受けた学校へクーラー設備支援について、来年のこの時期に間に合うよう政府として責任を持って対応したいと表明をされました。同時に、児童の安全を守るため、猛暑対策は緊急の課題だとも強調をされております。関係省庁で支援のあり方について検討を急ぐ考えを示されました。小・中の夏休みの延長は、異常気象が続く中、暑さ対策として検討すべきだ。文部科学省が周知徹底を図っていく必要があると述べる。中日新聞の記事からであります。

8月7日、文部科学省は、全国的な猛暑が続き、児童・生徒が学校活動中に熱中症になることから、文部科学省は都道府県の教育委員会に対し、必要に応じ、夏休みの延長や臨時休業日の設定を検討するよう求める通知を出し、また愛知県豊田市で、校外学習から戻った生徒が熱中症で死亡したことを受け、対策の徹底を呼びかける事務連絡を発出しました。これも中日新聞の記事であります。

ここで、町長へ住民を代表して申し上げます。伏見小学校の保護者の意見にあるように、校舎建てかえはいつでしょうか。この先10年では、この暑さ、御嵩町の児童、御嵩町の宝の命は守れません。10年後では、私自身もこの世にはいないと思います。ぜひ、御嵩小学校と同時に伏見小学校の空調設備ができないでしょうか。聞くところによりますと、御嵩小学校の空調設備は来年の夏休み中に工事だそうですが、遅過ぎないでしょうか。来年もことし以上の猛暑になるかもしれません。猛暑到来前、来春までに工事をしなければ、児童たちの熱中症は守れません。手おくれになると思います。御嵩小学校のPTA、保護者は黙っていないでしょう。

嫌なことを言いますが、町の学校教育課は、現状把握と行動計画のスピード観に欠けていますと思います。また、教育を受ける児童の環境は、皆平等でなくてはなりません。どうかこの機会に政府案に便乗されますように。全国でも暑さで有名な多治見市も、学校施設にエアコンを設置することを来春までに導入すると聞いております。どうか、町長の鶴の一声に期待しまして、私の質問は終わります。

議長（山田儀雄君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

伏屋議員の質問にお答えをいたします。鶴の一声のように声が出るかどうかはわかりませんが、10年後ですと私もここには確実にいないと思いますし、伏屋議員の葬儀に出られる状態なのかどうかもわからないというのが10年後だと思います。

災害について心配をさせていただいておるところでありますけれど、けさ、報告を受けた限りでは、とりあえず大きなことは起こっていないと。数十件の停電がまだ続いているという地域もあるようでありますけれど、これが早く復旧すれば、ある意味、後片づけぐらいでの大きなものに済んでいくという状況にあるようでありますので、ちょっと胸をなでおろしているところでもあります。

私は、御嵩町が環境モデル都市であるということにもっと胸を張りたい、町民には誇りを持っていただきたいと。このクーラーの件でもそうですけれど、御嵩町は地球温暖化に伴う、一番その原因となる地球温暖化効果ガスのトップに上げられるCO₂の削減を目指して、環境モデル都市として頑張っていると。200人のアンケートの中に、自分たちの努力を書いた方は残念ながらなかったということで、もっと大きな目で考えていかないと、今の小学生のクーラーどころか、彼らが将来、我々の世代になった時代には、食糧難、エネルギー難に陥っていくという時代が来るということをもっと切実に考えてほしいなあと思っているところであります。

本年のみならずここ数年、その暑さの基準といいますか、レベルが大きく変化しております。伏屋議員もそうだったとは思いますがけれど、基本的に学校は冬寒く、夏暑いところと、だから夏休みや冬休みがあるということであろうかなと思いますけれど、それがまあ当たり前と思いついていたと。どちらかというと、スポーツをして喉が渇いても根性でやれと言われてやってきた世代ですので、暑さ寒さもそうした強い気持ちがあれば大丈夫というような教育を受けてきましたので、学校にエアコンというのは、最初からイメージにないというのは正直な感想だと思います。ただ、その暑さのレベルというものが物すごく上がってしまって、対応できないような状態になっているというのも事実であるかと思えます。非常にそういう意味では、今の

子供が特別に我々の世代よりも軟弱になったと決めつけることはできないのかなということも思っております。

そんな中で、やはり私が議員の時代でしたが、上之郷中学校では、平成 15 年に P T A によってエアコンが設置されています。上之郷小学校では、平成 8 年に大規模改修に合わせて、要望どおりエアコンを全教室につけています。そのとき議会の中でも問題になったのが、ますます上之郷の子供たちが、歩いてではなくバス通学をしていますし、なおかつこういう環境で勉強すると軟弱な子供ばかりになるんじゃないのかというのが本当に議論されたのを記憶しております。そういう意味でも時代が変わったなということは思っております。そうした懸念を持ちながらも、御嵩町としてはそうした改修に合わせるとか、P T A が実際に動かれて、御自分たちでつけられて、そのかわり電気代がかかるようになりますので、町にはその点をよろしく頼むというアプローチがあったという記憶をしておりますので、やはり時代というものは大きく変化をしているというふうに思います。

子供を思う親の気持ちというのは、誰しも同じであるかと思えます。200 人の保護者のアンケートの意見というのは、私、全て読ませていただきました。中にはヒステリックなものもあれば、エキセントリックなものもあったわけでありませうけれど、私が思ったのは、もう少し建設的な意見が書けないのかなあということを感じて思いましたけれど、これだけ 200 人が 200 人お答えになるというアンケートというのは珍しい話ですので、少なくとも子供たちのことを心配しておられるということは、しっかりと受け取らせていただきました。あれだけの量の全保護者に近いような人数ですと、少なくとも町長としては無視するわけにはいかないという状況でもありました。

それ以降、私の出した指示について説明をいたします。教育長や担当者はどのように言ったかわかりませんが、私が具体的にした指示について申し上げます。時として人は、言語が明瞭だけど意味が不明なことを言うと、特に役人はそういうことがありますので、どういうふうに受け取られたかということを実際に意識して話しているのかどうか、わからない部分もございませうので、私が指示を出したそのもの、これは事実でありますので、御説明を申し上げます。

まず、私の気持ちの中で、8 月初旬という決定がその時期になるわけですが、その時点で、エアコンの器具を注文しても手に入らないということは、社会の流れからいけばもうわかっていることでありませうし、岐阜の病院でも大変なことが起きているわけでありませうけれど、設置業者も多分回ってこないだろうということを前提に物事を考えさせていただきました。そして結論としては、200 人中 1 人だけが書いてみえました。スポットクーラーだけでもいいからつけてもらえないかというような提案型のものがございませう。一番価値のあるものだったと思

います。御嵩町の職員でしたけれど、そう意味では、スポットクーラーしかないというのは誰しもその時点では思ったことであり、それは唯一無二の方法であるという判断をしました。リースのほうに連絡をしながら対応することということで指示をしましたけれど、少なくともその必要台数の半分ぐらいは買い取りをしろと、ほかの家電メーカーでもどこでもいいから連絡をして買えという指示をしました。というのは、西日本大震災で避難所が非常に劣悪な状況にあったと、企業から提供を受けて、企業が貸し出したスポットクーラーが非常に避難者たちに好評であったというのをテレビでもやっておりましたので、そのときにうちも買っておいといいなということは思いましたので、これを機に半部ぐらい、8台、10台という数になるでしょうけれど、それはもう買ったほうがいいのかという結論を私自身は持ちました。そういう意味で、半分は買うようにと、買い取りをするようにという指示をいたしました。

その後、スポットクーラーの製品そのものも、もう全国的に一台もないと、売れるものは。生産自体が、この夏の間はとまっているという状態であるということがわかり、手には入らないということになりまして、全てをリースで賄うということにしました。これは、リースのスポットクーラーですらリース会社が全国から集めたものを使用するというので、本当に集まるかなあという、業者自体がそういう心配をしながら集めたものであります。そういう意味では、急場しのぎでありますので、急場しのぎとしては最大限頑張れたのかなということは思い、新学期に向けて設置ができたということも報告を受けておりますし、校長のほうからもお礼の面会がございましたので、話を聞いておきました。

先ほど言いましたように、エキサイトした議論になったとか、エキセントリックな議論になるとかというのは、それはもう受ける側もそうさせないように、できればアイデアを出していくような会議にしていくのが本当じゃないかということとその場でも言うておきました。

そして、そのリースの手配が済んだ時点で、次の仕事があるぞということを担当者、教育長を含めて言いました。次の仕事というのは、通常のエアコンを来年どうするかと、ここにかからないとだめだろうと、スポットクーラー借りることはできたんだから、もうこの問題は終わったと、ある意味。来年どうするかと、来年、本来のエアコンをつけるとしたら、一緒につけられるかどうかと、業者に見てもらおうとかいろいろしなきゃいけないだろうということで設置について検討するようにという指示をいたしました。

ここに、伏屋議員の論点の整理をしておきたいと思います。一つは暑さ対策をどうするのかということと、一つは伏見小学校の校舎をどうするのかと。私は、以前、新築後に大改装をするなどのタイミングに合わせて、エアコンを導入したいという答弁をしておりますので、ワンセットになっているというふうにお考えかもしれませんが、1つの機器ですので、器具ですから、購入して設置すれば使えるわけですので、それを大改装しても、その後も外してお

いて使うとか、新築するにしてもそれをまた使うとかすれば、ある種のもったいないということとはなくなりますので、2つに分けてお話をしたいと思います。

後者につきましては、従来から御嵩町の庁舎移転に伴う経費がどのくらいかかるのか、ある程度の設計はできると金額もつかめてきますので、その時点で伏見小学校の建てかえなり、また大改装なりを実施する計画を本格的に始めたいと。これは、まだ新築にするのか、大改装にするのかは、専門家の意見を聞きながら決めていかなければいけないですので、今決めているわけではございませんけれど、建物ということ言えば、そういうペースで考えております。

そしてエアコンについては、現状で設置、仮設のようなつけ方ができないかなとは思っているんですけど、校舎改装時に取り外して、先ほど申し上げたように、また再設置をすれば、数年間で新しいものを捨ててしまったということにはならないと思いますので、そういう使い方をしていきたいというふうに思っております。

そこで、伏屋議員も議員になられて、もうこれで3年余りになりますので、予算等の流れもある程度はおわかりになってきたというふうに思いますので、少しお話をしますと、菅官房長官の発言の中で、以降、明確になっている動きがあったものは、少し調べてみましたが、現段階では、通常の3倍の予算要求を文科省はしたと。その予算要求自体が、30年度、今年度の補正予算で要求したのか、新年度、元号が変わりますけれど、4月はまだ31年という見方をしなきゃいけないわけですけど、31年、新年度の予算なのかということとは決まっていないと。昨日も金子事務所のほうにお尋ねをしたんですけど、明確な答えが返ってきていないということですので、我々としてはそれを知りたいということでもありますので、国にはそうしたことを早く発表していただきたいというふうに思っております。これは、先日の地元選出の国会議員からもある種の大盤振る舞いがあるという情報もいただいておりますもんで、今度はどう食いつくかでありますけれど、新年度に向けて食いつくのか、12月ごろの補正予算で食いつくのか、これによってスピードが全然違ってきますんで、早く知りたいということを思っております。

政府にはもう一つ、それを言うのであれば、お願いしていかなくちゃいけないと思うのは、メーカー側に物をつくらせなくちゃいけないと、それほど全国の学校がつけるというふうになるわけです。数千億の事業になるわけですから、物が無い、奪い合いになるというのはおおよそ想像ができますので、政府にはそちら方面にも働きかけていただかないとだめだろうなということも思っております。

いずれにしても、御嵩町としての方針は、伏見小、御嵩小とも来年夏に間に合うよう、最大限の努力と準備を現時点からしていきたいと思っております。御嵩小学校でも休みの使い方みたいなものがあると思います。春休みぐらいにコンクリートに穴をあけるとか、いろいろ

作業をしておけば、逆に連休中に物をつけるということもできるかと思えますし、それからその作業工程等もにらみ合わせながら、私自身も来年の夏休みと言われたときに、それまでが暑いになあとということを思いつつ、簡単に言うなあとは思っていましたので、一度そういうことができるかどうかを確認していきたいというふうに思います。これは伏見小学校も同じことです。できれば同じ財源を得る努力をしながら実施といいますか、施行期間をそのような期間にしていけば、来年度の夏には間に合うのではないのかなあと思っておりますので、結果的に夏休みしかないということになるかもしれませんが、その点については、また細かにありのままを議会の皆さんや保護者の皆さんには説明してまいりたいと思いますので、今後説明をするときには、もっとわかりやすくきちんと言えということを示して、この場で言うので、大きな声を出しやいいという話じゃないですから、理解をしてもらう説明をなさいということを担当者には心がけるよう、またほかの担当の場合も同じことです。行政マンとして成熟した町民との関係をつくっていくよう頑張りたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたしまして、私の答弁といたします。

〔3番議員挙手〕

議長（山田儀雄君）

3番 伏屋光幸君。

3番（伏屋光幸君）

どうも答弁ありがとうございました。

町長が今言われましたように、まだ政府の回答というか、返事が出ていないということで、御嵩町の方針として、伏見小へも御嵩小へも準備をするという回答をいただきましたので、ぜひともこれは、今言われましたように、確かに全国のつけていない小・中含め、また高校等もあるので、絶対数の台数がそろるかということは無理難題などところがあると思いますが、ぜひともそういうことがありましたら、いち早く手を挙げていただくようお願いをしまして、私のきょうの質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（山田儀雄君）

これで伏屋光幸君の一般質問を終わります。

続きまして、11番 岡本隆子さん。

11番（岡本隆子君）

それでは質問をさせていただきます。

先ほどのきのうの台風の件ですけれども、町長のほうから、とりあえず大きなことは起こっていないということでしたので、ほっと胸をなでおろしています。その後に停電が起りまして、私も普段、フェイスブックを見ているんですけれども、何人かの友人が調理もできない、

御飯も炊けない、トイレも使えない、お風呂にも入れない、まあ寝るしかないかということで、子供の宿題もできないけれども、まあこれは言いわけになるかなあとか言って、寝るしかないかなあとかということ上げていましたけれども、我が家もトイレがやっぱり電動ですので、これでもし停電になっていたら、やはりトイレが使えなくて、お風呂のお水をためておくとか、そういうことはやっぱり必要だなあということを非常に実感をした次第であります。

本日ですけれども、私は子育て世代包括支援センターについてということで、1問質問をさせていただきます。

平成27年6月30日に閣議決定したまち・ひと・しごと創生基本方針において、妊娠期から子育て期にわたるまでのさまざまなニーズに対して、総合的相談支援を提供するワンストップ拠点として子育て世代包括支援センターの整備を図るとし、おおむね5年後に全国展開を目指すとされています。私は今回、この子育て世代包括支援センターの設置につきまして、先般、民生文教常任委員会で視察研修した石川県津幡町の子育て支援の事例も交えて質問をさせていただきます。

1番目としまして、子育て世代包括支援センターの満たすべき3要件として、妊娠期から子育て期にわたるまで、地域の特性に応じ、専門的な知見と当事者目線の両方の視点を生かし、必要な情報を共有して切れ目なく支援をすること。2つ目として、ワンストップ相談窓口において、妊産婦、子育て家庭の個別ニーズを把握した上で、情報提供、相談支援を行い、必要なサービスを円滑に利用できるようきめ細かく支援すること。3つ目として、地域のさまざまな関係機関とのネットワークを構築し、必要に応じ社会資源の開発等を行うことが上げられています。

御嵩町においては、現在、子ども・子育て支援事業に基づいて実施されていることと思いますが、子育て世代包括支援センターについてはいつごろまでに設置を考えておられますかというのが1点目でございます。

2点目ですけれども、この子育て世代包括支援センターの場所はどこに置きますかというのが2点目であります。

3点目ですが、どのような形での設置を考えておられるのか伺います。

これは非常に広範囲にわたると思いますので、次の観点からの御答弁をお願いいたします。

国の子育て世代包括支援センターの満たすべき基本要件に、1人の女性が妊娠期、出産、産後、育児に至るまで切れ目なく支援されることとされていますが、どのような関係機関をどのような形で切れ目なくネットワーク体制を構築されていかれるのでしょうか。特に産後1年以内の支援についてはどうしていくのか。次に、職員の確保についてはどう考えるのか。それからニーズ把握調査についてはどうかという、以上4点の観点からの御答弁をお願いいたします。

4つ目の質問ですけれども、津幡町では、マイ保育園登録という制度がありました。これは、保育園等を身近な子育て支援の拠点と位置づけ、妊娠時から3歳未満の全ての子育て家庭が保育士等による保育指導や一時保育の利用ができるというものです。利用率約57%で、効果として、保育園に出向く機会がふえる、保護者がリフレッシュできる、保育園が母子の状況を把握しやすく、保健センターとの連携もとりやすいなどのことが上げられていました。特に、年3回無料で半日利用できる一時預かりが好評とのことでした。

御嵩町では、子育て支援センターぽっぽかんで、赤ちゃんサークル、ベビーマッサージ、ぽっぽかんによる出張保育園などあり、育児に不安のある方は、支援センターとことばの教室、保健センターと連携をとって対応をされていると聞いています。その中で、ファミリーサポートを利用した2時間の無料券については、1歳の誕生日まで使えるのですが、1歳まではお母さんが赤ちゃんを手放すのが難しいので、3歳未満まで利用できる無料券があるといいという意見を聞いております。その点についてはいかがお考えでしょうか。

この質問書を出してから、8月31日の朝日新聞、そして中日新聞の2面しか確認しておりませんが、それぞれの新聞の1面トップで、子供の虐待、児童虐待数が1990年から調査を始めた中で最多の13万件であったという記事が載っていました。児童虐待といえば、東京目黒で、この3月に虐待を受けたとされる5歳の女の子が「お母さん、お願い許して」と書き残して亡くなったことは、記憶に新しいかと思いますが、この中で、やはり県と市町村との連携のあり方、そしてより身近な市町村がやはりかかわりが重要だということだとか、それから地域にある民間の子ども食堂やフードバンクなど、民間機関とどう連携して困った人たちに具体的なサービスを提供できるのか、そういう市町村の役割としてネットワークを構築していくべきだというようなことが新聞報道でも1面でされていましたことを最後につけ加えまして、この児童虐待ということが起こらないようにしていくためにも、この子育て世代包括支援センター、しっかりしたものにしてほしいと思って、今回の質問をいたしました。御答弁よろしく願いいたします。

議長（山田儀雄君）

民生部長 加藤暢彦君。

民生部長（加藤暢彦君）

おはようございます。

それでは、岡本隆子議員の御質問、子育て世代包括支援センターについてお答えをいたします。

お答えする前に、まず最初に子育て世代包括支援センターについて、少し説明をさせていただきます。

子育て世代包括支援センターは、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を提供する体制を構築するため、平成 28 年に母子保健法第 22 条第 2 項において母子健康包括支援センターとして法定化され、国が先ほども議員がおっしゃられましたけれども、平成 32 年度末までに全国展開を目指すということとなっております。

子育て世代包括支援センターの実施主体は市町村、対象者は妊産婦及び乳幼児、並びにその保護者であります。センターは、母子保健分野と子育て支援分野の両面からの支援が一体的に提供されるようにするため、母子保健に関する専門的な支援機能及び子育て支援に関する当事者目線での支援機能を有する施設、場所で実施することとされています。ただし、必ずしも 1 つの施設、場所において 2 つの支援機能を有している必要はなく、それぞれの機能ごとに複数の施設、場所で役割分担をしつつ、必要な情報を共有しながら一体的に支援を行うことができることとされており、その場合は、それぞれの施設、場所をセンターと位置づけることができることとなっております。

センターでは次の 4 つの支援を行います。また、これらに加えて、地域実情に応じて保健センターで実施している母子保健事業、児童福祉法に基づく子育て支援事業、子ども・子育て支援法に基づく利用者支援事業等を活用して事業を実施していくことができます。

1 つ目は、妊産婦及び乳幼児等の実情を把握することです。これは、妊娠、出産、産後、子育ての期間を通じて、妊産婦及び乳幼児等の母子保健や子育てに関する支援に必要となる実情の把握を継続的に実施するものであります。

2 つ目は、妊娠、出産、子育てに関する各種の相談に応じ、必要な情報提供、助言、保健指導を行うことです。これは、センターが妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援のため、妊産婦等からの各種の相談に応じるものであります。

3 つ目は、支援プランを策定することです。これは、保健師等が妊娠、出産、産後、子育ての期間を通じて、必要に応じ個別の妊産婦等を対象とし、支援プランを策定するものであります。

4 つ目は、保健機関または福祉の関係機関との連絡調整を行うことです。これは、妊娠、出産、産後、子育ての期間を通じて行うものであります。

センターを設置する上で必要な職員については、保健師、助産師、看護師または社会福祉士等のソーシャルワーカーといった保健師等を 1 名以上配置することとされております。また、保育士、社会福祉士等で基本研修及び基本型専門研修を修了している利用者支援専門員を 1 名以上配置することとされております。

さらに、必要に応じて業務を補助する者を配置することとされております。この場合において、担当職員は専任が望ましく、担当職員を各種研修会、セミナー等に積極的に参加させるな

ど、担当職員の資質の向上に努めることが求められておるといふものでございます。

それでは、議員の質問にお答えをさせていただきます。

子育て世代包括支援センターの設置時期につきましては、現在、既に設置している市町を研究し、御嵩町にふさわしい形態を検討しているところです。できるだけ早く設置したいと考えております。体制が整いましたら、遅くとも平成 32 年 4 月、早ければ平成 31 年 4 月の設置を目指してまいります。

次に、場所とどのような形での設置を考えているかにつきましては、現時点では、母子保健分野は保健センター子育て支援分野は福祉課児童福祉係に設置したいと考えております。ただし、将来の庁舎移転や児童館建設もありますので、将来的には児童館の中に子育て包括支援センターを設置するという事案も考えられますし、相談する場所が離れて 2 カ所に存在するというのは利用者にとって不便でありますので、1 カ所に母子保健分野と子育て支援分野を統合するという考えも出てまいります。この件につきましては、まだまだ検討が必要と考えております。

次に、どのような関係機関をどのような形で切れ目なくネットワーク体制を構築していくのかにつきましては、母子保健分野と子育て支援分野に配置する職員がコーディネーターとして緊密に連携し、事業を実施します。また、子育て世代包括支援センターと医療機関、保健所、児童相談所、保育所、地域子育て支援拠点事業等の子育て支援機関などの地域の関係機関との連携、情報の共有化を図ることによりネットワーク体制を構築していきます。

また、産後 1 年以内の支援についてどうしていくのかでございますが、それとあと職員の確保についてどう考えているのかでございますが、産後の支援につきましては、助産師といった専門家による支援を実施していきたいと考えておりますので、新たに助産師を確保し、産後の支援をしていきたいというふうに考えております。

次に、ニーズ把握でございますが、ニーズ把握調査までを行う考えはございませんが、相談の中で個別にそれぞれのニーズを把握して対応していきたいというふうに考えております。

続きまして、ファミリーサポートセンターの無料券の拡大はできないかについてでございます。

ファミリーサポートセンター事業は、子育ての援助を受けたい方、利用会員と、それから子育ての援助を行いたい方、サポート会員が会員となりまして、お互いに助け合いながら活動する会員組織ということで、平成 22 年 4 月から始まりました。ファミリーサポートセンターの無料サポート券は、お試して利用をしていただくことで制度の仕組みを知ってもらい、同センターの認知度を上げるために、またサポート会員の経験値を上げるために、平成 28 年度から配付をし始めました。無料券は、生後 1～2 カ月の間の全出生児を対象とした赤ちゃん訪問の

折にお渡しをしております。

無料券の利用実績といたしましては、平成 28 年度はゼロ枚、平成 29 年度で 4 枚でございます。現在の会員でございますけれども、平成 30 年 8 月 1 日現在の利用会員は 68 名、サポート会員は 20 名でございます。

今後の無料券の拡大につきまして、議員から御提案のありました 3 歳までに使えるようにしたらどうかということでございますが、この場合、利用会員がふえ過ぎてしまって、サポート会員が現在少ない状態ですので、対応し切れなくなるのではないかなという懸念も持っております。担当といたしましては、サポート会員の育成という課題がありますが、赤ちゃん訪問時に配る枚数は、今現在 2 枚で、2 時間分でございますが、これをまず 4 時間分といたしまして、1 歳半まで使えるようにしたらどうかというようなことで考えております。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

〔11 番議員挙手〕

議長（山田儀雄君）

11 番 岡本隆子さん。

11 番（岡本隆子君）

ありがとうございました。

再質問をさせていただきます。

3 番目にお聞きしました、どのような形での設置という中で、助産師を確保するということがなんですか、これは御嵩町で助産師を 1 人、正式に採用するというふうに考えてもいいでしょうかというのが 1 点。それから、関係機関との情報の共有化ということで、今でも民生児童委員さん、そして児童館の先生、保健師、保育園の先生、学校の先生との全員ということではないかもしれませんが、情報交換されているところによっては情報交換されているということも聞いていますが、やはりその児童委員さんたちに直接お聞きすると、そういった情報交換の場が少ないということをととても感じておられるようなので、今後やはりこの御嵩町のような小さな町で、助産院もない、マタニティークリニックもないというようなところで、やはりその妊産婦の方、そして産後の方たちの不安をとり除いていくためにも、その地域資源ということで、そういう方たちをもっと活用していけることをお願いしたいと思いますが、その点についてどういうふうにお考えかということ。そして、地域資源ということでいえば、産後の家事支援ということで、今、ちょっとサポーターという制度が社会福祉協議会のほうであるんですね。聞きに行ったんですけれども、これは高齢者対応ということなので、例えば、そういうボランティアの方たちが希望があれば、そういった産後の方の家事支援にも入ることができるなど、そういう地域資源といえますか、地域の方たちをより活用していくといえますか、そういった

活動できるような場をつくっていただくというのも市町村の役割ではないかと思うんですが、そのあたりのことはどういうふうにお考えなのか、もう一度そこをお聞かせください。済みません、お願いします。

議長（山田儀雄君）

民生部長 加藤暢彦君。

民生部長（加藤暢彦君）

岡本議員の質問にお答えをさせていただきます。

まず、助産師の件でございますが、こちらにつきましては、町として正式なというよりも、民生部として将来的にこういうことをやっていきたいので、助産師の配置のほうも考えていきたいという思いでございます。当然こういう思いがございますので、人事サイドとは詰めていくというようなお話になるかと思いますが、よろしくをお願いします。

それから、2つ目の関係機関との情報の共有化ということで、今でもやっているんだけど、なかなかそれでもまだ、民生児童委員の方々の御意見も聞くところが少ないよというような御質問です。

こちらにつきましては、当然、今後、子育て包括支援センター事業ばかりではございませんけれども、こういった事業を進めるに当たって、さまざまな方の御意見を聞くというのは大切なことですので、活用を広げていきたいというふうに考えております。

それから、ちょっとサポーター等の活用、こちらについても、現在はちょっとサポーターの制度としては高齢者ということになっておりますので、今後、例えば子育てのことについても、その活動の中に入れることができるのかできないのか、そういったことも含めて検討をしてみたいというふうに思っておりますので、よろしくをお願いします。以上です。

[11 番議員挙手]

議長（山田儀雄君）

11 番 岡本隆子さん。

11 番（岡本隆子君）

ありがとうございました。

それから要望としまして、その情報交換ですけれども、できればこういった情報交換の場を定期的に開催していただけるようなふうにしていただけるとありがたいと思いますので、それをお願いして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（山田儀雄君）

これで岡本隆子さんの一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開予定時刻は 10 時 20 分といたします。

議長（山田儀雄君）

休憩を解いて再開をいたします。

続きまして、2 番 安藤信治君。

質問は一問一答方式の申し出がありましたので、これを許可します。

2 番（安藤信治君）

おはようございます。

昨日の台風一過、快晴とは申しませんが、無事何とか最小限の被害で、そんなことを心より安心しております。今後も、まだ9月初旬ですので、台風到来の機会がたくさんあると思いますので、またそのときに何とか最小限の被害で済むような防災体制をとっていただくということをお願いして、質問に入りたいと思います。

まず最初に、福祉医療助成事業の高額療養費の未請求問題について質問させていただきます。

御嵩町における福祉医療助成事業の高額療養費未請求問題は、平成 29 年 9 月 21 日に八百津町が新聞紙上に公表した記事に端を発し、本町において状況調査を行った結果、八百津町と同様な未請求案件が発覚したものでした。その内容は、平成 25 年 10 月から平成 28 年 9 月までの 3 年間の診療分に対する高額医療費が、保険者への請求手続がされていなかった事実が判明したものです。そのうち平成 25 年 10 月からの 2 年間分の高額療養費 1,170 万 7,507 円が時効により消滅し、御嵩町に大きな損害を与えたというものでした。

喉元過ぎれば熱さ忘れるといったことわざではありませんが、近ごろはその不祥事自体が過去のこととして忘れ去られていくように感じているのは私だけでしょうか。かかわった一部の職員にとって早く忘れてしまいことだと思いますが、再発防止という思いから、治りかけの傷のかさぶたを剥がすような質問をあえてさせていただきます。

この未請求問題、いわゆる不祥事は、平成 29 年 11 月 24 日の議員全員協議会において議員に対して説明があり、当事者、担当職員が全額補填弁済を行うということでした。ただし、他の関係してきた職員も補填に加わる場合もあることもつけ加えられていました。その後、ことしの 3 月の定例会において、平成 29 年度一般会計補正予算（第 6 号）により、この損害補填金の会計処理として職員が損失を補填する 1,082 万 6,000 円を総務費の雑入に入れ、その歳入全額を基金費の福祉向上基金へ積み立てることとなっていました。先般いただきました平成 29 年度一般会計の決算書において、誰がどのようにして納めたかは不明ですが、損失額全額が補填され、一応の決着はついているようであります。

さて、平成 29 年 11 月 24 日の議員全員協議会では、この不祥事に対する再発防止策として、次の 4 項目の取り組みの説明がありました。職員全員による事務の進捗と課題について調査・点検の実施、チェック機能体制の強化、職員の意識改革、コミュニケーションの強化。これらの項目の再発防止策は、今回の医療費未請求に限った一時的なものではなく、町税、料金等の公金の収納を取り扱う全ての部局において、常日ごろから心がけるべきことではないでしょうか。そこで質問です。

今回の不祥事を引き起こした担当部局として、再発防止のために特に力を入れた取り組み、対策、事務改善等があればお答え願いたいと思います。

職員に対する信用・信頼は大切であります。しかし、何事も任せ切りではいけないのではないのでしょうか。ある学者の言葉ですが、不正を前にして黙する人は実は不在の共犯者にほかならないということを言っています。特に人事異動等の事務引き継ぎの際、不正、誤り等がある事実を前任者と一緒になって先送りすれば、その時点で先送りした職員自身も同じ不正、誤りを繰り返す共犯者となってしまいます。できる限り早い時点で勇気を持ってその事実を申し出ることができる、いわゆる風通しのよい職場の環境、雰囲気であったならば、今回の時効による損害は限りなく少なく済んだのではないのでしょうか。あるいは、なかったかもしれません。

再発防止策の一つに上げられているチェック機能体制の強化の中で、私は特に複数の目によるチェックと監視ということに力を入れるべきだと強く思います。公金の横領等が起きる可能性のある現金を取り扱う部署はもとより、たった一人の職員の事務処理のミス、怠慢により大きな損害賠償事件に発展するような事務を取り扱う部署においては、複数の目によるチェックと監視という観点から、町税、料金等の公金の収納を取り扱う全ての部局において、1年に1度の全庁的な総点検日を設けることを提案したいと考えますが、副町長のお考えを伺いたい。

今回は、2年間の時効による損失を職員が全額補填し、この事案に関係した職員8名の減給処分、町長・副町長の10分の1の減給処分と一件落着と私も含め多くの関係者が感じているのも事実です。しかし、今回の損失額が過去にさかのぼってどのように調査され、確認・確定されたものなのか、発生の原因は多忙を理由とした事務処理の先送り、担当者任せによる業務に対するチェック機能の欠如とされていますが、現実的にどのように職員が配置され、職務分担等の不備はなかったのか、起こるべくして起きたものなのか、さらには過去に同じような事例はなかったのか、我々議会に報告された全てのことが、副町長以下、当事者である関係職員みずから自分たちが生じさせた不祥事を調査したもので、その信憑性を裏づける第三者によるチェックが何もされていなかったようで、私は大いに不満を感じています。管理職員の責任の度合い、仮に複数の職員による補填であれば、その配分を含め、今回の事案は公金を横領し着服した事件とは違い、地方自治体の組織としての管理責任が何も追及されなかった中で、損

失額全てを職員のみを負わせるべきであったのか、さまざまな形でかかわった複数の職員ごとに情状を酌量する余地は全くなかったのか、懲戒処分等についても同様で、本当に公正なものであったのか、私はいまだかつて大いに疑問を感じています。

そこで質問です。

今後同じように職員がその職務の中で町に損害を与えるような事態が起きたとき、私たち議会も含め、町民の皆さんに対して公正で信憑性の高い調査等を行うため、例えば地方自治法第243条の2第3項をもとに、第三者、いわゆる監査委員にその不正や損害の発生の原因調査、賠償責任の有無、賠償額等の決定を委ねることができると思いますが、この点について町長のお考えをお聞きしたい。

以上3点について質問をさせていただきます。

議長（山田儀雄君）

民生部長 加藤暢彦君。

民生部長（加藤暢彦君）

それでは、安藤信治議員の御質問、福祉医療助成事業の高額療養費未請求問題についてお答えをいたします。

私に対する質問は、再発防止策のため特に力を入れた取り組み、対策、事務改善等についてであります。

昨年9月に判明いたしました福祉医療助成事業の高額療養費未請求問題に関しまして、まず取り組んだのが事務処理過程でなぜこのようなことが起こってしまったのか、どのような不備があったのかといった原因を探ることでした。そこで判明したことに関して改善策を考え、現在はその改善策に基づき、事務をとり行っております。

具体的に申しますと、これまで該当者の把握や保険者への請求に関する一連の処理が同時に決裁されるなど簡略化されていたものを、処理の都度、決裁を受けるようにし、さらにこれまで6カ月分まとめて事務処理をしていたものを、処理の先送りをしないようにスケジュール管理をしながら、毎月処理をすることとしております。また、担当者において、処理の進行管理表を作成し、係長、課長が決裁処理ごとにチェックし、複数の目で入金までの進捗状況を把握するようにしております。チェックの中で、個別に事務処理がおくれているようなものがあれば、状況を確認し、職員に指示を出しています。関係書類の保管・管理につきましては、事務処理の改善にあわせ、処理の流れに沿ったファイリング及びデータ管理を行っております。また、係内で毎週ミーティングを実施し、係員の仕事の進捗状況の確認も行っております。

なお、これらの事務改善策については、町の監査委員にも報告し、平成30年5月に監査をしていただいております。

また、時効となった分も含め、未請求であった分の金額においても、29年度決算においては全てが入金済みであり、かつ福祉課で確認した後、県担当課及び町監査委員においてチェックをしていただいております。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

議長（山田儀雄君）

副町長 寺本公行君。

副町長（寺本公行君）

それでは、私から答弁させていただきます。

最初に、先ほどの民生部長の答弁にもありますように、係内ミーティング、これは複数の目によるチェック体制の強化を主眼に、問題発覚後の昨年12月以降実施しているものであります。この取り組みは、福祉医療の所管課だけにとどまらず、全ての課、全ての係において最低週1回行っており、今後も継続していきます。

御質問の年に1度の総点検日についてお答えします。

御嵩町のみならず、全ての地方公共団体の会計年度は、毎年4月に始まり翌3月で終わる単年度主義であり、出納整理期間があるものの、最終月である3月が決算締めの大変な月であります。この期間中、歳入においては調定漏れがないかどうか、未収金があればその督促強化に、歳出では支出漏れがないかなど、各課、各係において最終チェックをしております。

しかし、この確認をもってしても福祉医療の問題が起きてしまいました。従来の確認方法を強化するだけでは防止策として不十分であり、新たなチェック体制を築く必要があると考えます。そこで、歳入にかかわる予算執行計画を作成し、その収納状況を把握することとします。具体的には、収納金のチェックリストを作成し、そのリストに基づき収納されるべきお金が収納されるべき時期に適切に処理されているのか、伝票の処理状況を確認することとします。当然、リストに載っている収納金に係る伝票が会計課に届いていない場合、担当課長に確認し、万が一処理を忘れていれば早急に処理するよう指示することとなります。

また、このチェックリストをパソコンのイントラネットに掲載することも検討しています。会計課のみならず、全職員にその状況が開示されます。これにより、例えば課長が自分の所管する歳入の収納状況を確認し、疑義があれば直接担当職員に収納状況を聴取し、処理がおくれているのであれば催促するなど、早急に対処することが期待されます。

安藤議員もかつてそうであったように、会計課長は会計管理者であり、町全体の出納に関する最後のとりでであることから、責任を持って一連の処理を指導・監督することとなります。

なお、収納金チェックリストの様式など詳細については、既に会計課など関係者との協議を初め、具体的な制度設計に着手しております。このリストにより、年間を通じてチェックして

いくわけですが、決算締めの日である毎年3月には会計課より全課に対し再度最終のチェックを行うよう指示することとなります。したがって、議員指摘の全庁的な総点検日がこれに当たると考えます。

最後に、この対応で終わらせるのではなく、今後も改善すべき点があれば修正し、また新たな手法があれば積極的に取り入れていきたいと考えています。

以上で答弁を終わります。

議長（山田儀雄君）

町長 渡邊公夫君。

町長（渡邊公夫君）

忘れたところに刺激的な質問をいただきました。背筋が改めて伸びたという気がいたします。触れたくないものになるべく触れないとか、そういう風潮というのは優しい反面、最終的には非常に悲惨な結果を招くことになると思います。私もそうですけど、安藤議員も現役時代はそれほど人に好かれたわけではないと、かなり厳しい会計課長で事務処理については指導されていたと記憶しておりますし、私も安藤議員を指名した際には最後のとりでという言葉も使ったと記憶しております。歴代の会計課長には必ず使う言葉がそれであります。出にしても入りにしても、最後チェックするのは会計管理者であるということから、その言葉を使っております。かなり定着してきたかなと、副町長の答弁を聞いておまして、ある種の満足をしているところであります。

さて、御指摘の件については、こうした問題が発生する、職員が町に対して損失を与えるケースとして、私が想像できる範囲で申しますと3点あるのかなと。犯罪によるもの、そして政策的な失敗によるもの、そして単純な、いわゆる事務処理に対するサボタージュ、この3つではないのかなと思います。

御指摘の件については、単純なサボタージュと解釈をしております。いわばルーチンワークで、その担当に配属になった時点で自分が所掌する事務については全て確認されているというふうに思います。また、その事務処理も仕事の一つとして組み込まれた上での毎月の俸給になっているということであるかと思えます。この職員についても、異動してからしばらくはその処理はちゃんとしておりましたので、知らなかったとか、やる時間がなかったとか、確かに追い込まれた部分もあったでしょうが、ほっかむりをしてしまったということが一つの原因であると。ただ、組織としていうなら、そうした行き詰まったときに相談をする相手がいなかったと。本人のプライドもあるでしょうから、係長に相談をするであるとか、課長、部長もいるわけですので、手が足らないのなら足らないということ言えば対応ができた問題であるかと思えます。それすらしなかったというところに、やはりサボタージュのサボタージュたるゆえ

んがある、そのように言えるかと思えます。

非常にこれは冷たい言い方でありますけれど、先ほど申し上げました3種類の損害の可能性という点では、一番初歩的といいますか、稚拙な結果がこの件だと思います。逆に言えば、これは課長決裁でありますけれど、上司に当たる者が自分の部下が何の仕事をしているのか、どんな処理ができていないのかというのは、上司の側から声をかけるという風通しのよさというものも必要だということが、組織として一つのテーマになったと考えております。そういう意味では、決裁者である係長であり、最終決裁者、課長のサボタージュともいえます。ある意味、部長はそこまでそういう書類については行かないわけですので、そこで全て解決する、そういうレベルの話であります。これは、いい文書をつくればたくさんお金がいただけるとかそういう話ではありませんので、正確に処理さえすれば来るお金ということですので、それをサボってしまったということになるかと思えますので、大変残念ではありますけれど、組織としての責任というものもある程度、その部分では考えなきゃいけないというふうに思います。そこで二重、三重のチェックはできたわけでありますので、それができていなかったということについては残念であったと言わざるを得ません。そうしたチェックする、決裁をするということもある種の係長、そして課長のルーチンワークであるということでもあります。常日ごろやっている、本当に、よく悪い言葉で言うんなら、めくら判という言葉あるんですが、それでもチェックをしていけば、これはわかってきたことではないのかと。副町長の答弁にあったように、チェックリストをつくっていくということでもありますけれど、本来、課長クラス、係長クラスになってくるんなら、いわゆる決裁項目について、頭の中に入れておくぐらいはしておいてもらいたいなど。あの書類しばらく見てないなと気づくときがあっても不思議ではないと。もしそれができないのであれば、既に自分でつくっていくというのが、管理職たるものの責任であると思えます。これは町役場、町の行政の組織として、そういうものをつくるぞとあえて言わなきゃいけない組織というのは、ちょっと情けないと、私に言わせれば残念な組織であるということでもあります。普通なら、そういうものがないと不安になるはずなんですけれど、それが不安ではないという、精神構造的なものも疑わしいところあるんですけれど、非常にその点は残念であると言わざるを得ません。

私、課長会議でよく言うんですけれど、課長は御嵩町役場においてすごろくの上がりじゃないと、そう思い込んでいるような課長がいる、そう感じる時があります。そういうことをほとんど毎日に近いほど言います。確かにこうした組織の中で、御嵩町役場に奉職して長年頑張って課長まで来れば、一番いいポストまでちゃんと行ったんだというふうに考えるということ言えば、確かに名誉なことでもありますので、上がりになったのかもしれない。ただ、それは部下を逆に管理する立場になったという、そちらのほうが実は重いという認識ができてい

ないためだと思います。知りませんでしたとよく言いわけとして言うんですけれど、知りませんでしたと言ったら自分の責任の範疇にはならないかといえば、事務分掌のシステムからいけば自分の責任だということでもあります。それは非常につらい言い方でもありますけれど、そうした管理職のあるべき姿がわかっているのかどうなのかという点については、つらいことでもありますけれど、疑問を持たざるを得ません。

この件について、県のベテランの職員と話をしたことがございます。その中で出たのが、かつては特別職として収入役という役があったと。収入役は、必ずそういうチェックリストをつくって、しばらく入金のない項目について、担当者のところまで行ってやっているのかということを確認していたようであります。そういう意味で、こうしたある種のサボタージュを防いでいたと、役割はちゃんと果たしていたというふうに言われます。それが会計管理者ということになったわけでありますので、その点を踏まえた会計管理者の仕事に対する姿勢が必要になってきたと、なって既にいるということになるかと思えます。

副町長も財政には非常に明るい職員ではありましたので、そういう点について、お金の動くところというのは熟知しておりますので、今後よりよいチェックができるような組織にしていきたいと思います。

私が安藤議員にこういう質問を受けて現段階で申し上げることができるのは、まず一つは組織として下からも上からも声がかかけ合えるような、風通しのよいものにしていくということがあります。

そして2つ目が、管理職としての責務を改めて認識させることであるかと思えます。何かが、万が一不都合な真実というものが明らかになった場合には、必ず犯罪と思われるものについては司直に、政策的な損失については監査役に、またサボタージュによる責任の所在を委ねることは、第三者に委ねるべきは委ねますけれど、こうした事務処理上のことは数字が明らかになってきますので、第三者に委ねる必要はなかったのではないのかなということの方針を決めた、その経緯がありますけれど、少なくとも、私は全国的に新聞の記事に載ったのが八百津町と御嵩町だけでありましたけれど、実際にどうなのかなと、ほかの自治体は大丈夫なのかなという思いはありますけれど、御嵩町はそれを云々ということと言える立場でもありませんけれど、多分あるだろうなということは想像できます。

過去にも御嵩町は、つまびらかにした部分について、よその自治体では絶対にあるというものも、残念ながら明確にはされなかったと。圧倒的にそういうことは多かったわけですので、少なくとも御嵩町では不都合なことがあったとしても、必ず議員の皆さん、また町民にはお知らせするという立場を貫いていくということは、この場で約束のできることであります。

今後また組織として風通しのいい軽快なフットワークの軽い組織にしていきたいと思います。

すので、温かく見守っていただきながら、課長には嫌われることを恐れるなということ常々言っている意味というものを考えてくれるように指導してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたしまして、私の答弁とさせていただきます。以上であります。

[2 番議員挙手]

議長（山田儀雄君）

2 番 安藤信治君。

2 番（安藤信治君）

ありがとうございました。

最初の質問、あえて民生部長にさせていただきましたんですけど、部長の答弁をいただきまして、そういったことが全課にわたって考えていることをお聞きしまして安心しました。

こういった事象というんですか、事件というのは、本当に後を絶たないというのが私の感想で、これチェックリストをつくって万全の体制をやるといっても、それでも上手の手からこぼれるようなことが出てくるかもしれないです。町長が言われたように、御嵩町の方針として、町長の方針として、そういった不祥事は全部公表していくという話でした。

それで、私の望んだ答弁はいただいたわけですけど、最終的に、最後に今回、職員が全額負担したわけですが、たまたまこの金額が、1,000 万という金額がどうかちょっとわかりませんが、もうちょっとたくさんあった場合に、本当に職員だけで補填できるかどうかということも私はちょっと考えていただきたいなというふうに思いますので、最後ですが、ここだけつけ加えてこの質問に対してはこれで終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

引き続き願興寺の寄附金について、指定寄附、寄附金両方ございますが、その辺を頭置いてお聞きいただければ幸いです。

先月 6 月定例会において、奥村雄二議員の質問に対する答弁の中で 6 月 5 日現在の願興寺本堂修理事業の寄附に御協力いただける方が上之郷地区 96 名、御嵩地区 343 名、中地区 388 名、伏見地区 494 名、町内合計 1,321 名、町外 512 名、合計 1,836 名が協力をいただける予定であるとのことでありました。現在はもう少しふえて、2,000 件を超しておると思います。

6 月には、皆さんもごらんになったと思うんですが、趣意書とともに「願興寺本堂平成の保存大修理への御寄附のお願い」と銘打たれたお願い文書、A3 版の縦書きでありましたが、修理保存会の会長鍵谷幸男氏を初めとする 16 名の方々の連名で適宜配付されているようです。そんな中に、初めてとなると思いますが、一応の希望として 1 口 5,000 円で 1 万円以上の御奉仕を賜りたいという具体的な内容が述べられています。このように具体的な寄附額が示されたのは、このお願い文書が初めてではないかと思えます。私は、いよいよ町内全域の皆様に向け、寄附の依頼が本格的に始まるものと大きな期待を寄せていました。しかし、約 7,300 世帯から

成る御嵩町の最大の自治組織とも言える自治会長会に対し、今もって何ら具体的なお願いがなされていないのではないのでしょうか。昨年度の御嵩地区の自治会長会では、自治会として、あるいは自治会長としてどのように協力していけばいいのかわからない、一体幾らぐらい寄附をしたらいいのか示してほしいといった声もありました。願興寺、あるいは薬師祭礼は旧御嵩にある地域の文化遺産として昔から親しまれてきた歴史的経緯から、御嵩地区で生まれ育った私にとって、お膝元とも言われる御嵩地区の寄附に協力いただける方がさきの343名という数字に愕然としました。当然御嵩地区が一番多いものだと勝手に思い込んでいた私は、大きな危機感を抱きました。これは、強力な後ろ盾となっただけの可能性のある自治会組織に具体的なお願いをしてこなかったからではないかと私は考えるものです。

そこで、御嵩地区の保存会の役員の方々と一緒に、御嵩地区自治会の平会長さんという方がおられるんですが、向陽台の方ですが、お会いしまして、自治会を通じて寄附金の協力をお願いできないか、そのための地区自治会長会を特別に開催していただけないかということをお願いしました。平会長には、御嵩地区の保存会の皆さんの熱い思いを御理解いただき、この9月下旬には御嵩地区自治会長会を特別に開催していただくことに御理解をいただいております。自治会組織を通じてのお願いは、上之郷、中、伏見地区についても同様に、具体的な寄附金協力のお願いは何もなされてきていないのではないのでしょうか。

そこで質問です。

今後、御嵩地区以外の3地区においても同様に、各地域の保存会の皆さんと一緒に地区自治会長会の開催をお願いする必要があると考えますが、保存修理事業の事業主体である願興寺の事務局としての教育委員会のお考えを伺いたいと思いますので、御答弁のほどよろしくお願ひします。以上です。

議長（山田儀雄君）

教育参事 山田徹君。

教育参事兼学校教育課長（山田 徹君）

それでは、安藤信治議員の御質問にお答えいたします。

御質問は、願興寺本堂修理保存事業の寄附金について、自治会を通じた全町的な寄附金協力のお願いはできないのか、事務局としての教育委員会の考えはどうかというものでございます。

まず初めに、昨年度に行いました保存会による各地区自治会長会への説明状況を申し上げます。

ことしの1月16日、全町自治会長会連絡協議会役員会で、各地区自治会長会の開催の御了承をいただき、1月下旬から2月上旬にかけて鍵谷保存会長や保存会の各地区メンバー、各地区議会議員の御出席のもと、地区公民館でそれぞれの自治会長にお集まりをいただきました。

その折の説明内容とお願いしたことは、主に以下の4つのポイントについてです。

第1に、郷土の宝である願興寺の修理事業について、多くの町民の皆様にご存知のとおり、事業主体である願興寺の窮地を御理解していただくこと。

第2に、1人幾らといった寄附金金額は提示できませんでしたが、協力していただける会員を集めるため、自治会世帯数の大小に関係なく、会員署名用紙20枚を配付するので、自治会の会合等で事業の周知を図り、少なくとも10名以上の協力会員を募ってほしいこと。

また、第3に、具体的な寄附金の目安が決まった際には、保存会から署名いただいた会員の方々へ趣意書とともに寄附金納付の案内文書を送付すること。

そして第4に、年度末であるため、平成30年度の新自治会長に当事業の目的と実情をお話していただき、今後も自治会での協力会員をふやしていただくよう引き継ぎをしてほしいということです。

その結果としまして、議員の御紹介にもあったように、6月5日現在では町内全体として1,312名の協力者を募ることができ、その後の8月18日現在、最近の数字ではさらに協力者はふえ、町内1,440名の協力者となっております。その中で御嵩地区からの協力者は351名、全体の24.4%という状況ですが、願興寺の地元、お膝元として他の地区の町民からもその数字については関心があり、注目度も高いため、郷土の宝を守り、願興寺を次の世代へ受け継ぐためにも、御嵩地区の皆様のご協力者のより一層の増員は不可欠であると保存会の中でも考えられておられるところでございます。

そして、今回御質問にもありましたように、御嵩地区保存会メンバーと御嵩地区輩出の町議会議員の働きかけによりまして、協力者の増員をお願いするため、平成30年度の御嵩地区自治会長会をこの9月22日に開催していただく予定となりました。

今後の他の地区自治会長会への同様な説明とお願いをする会の開催につきましては、保存会並びに各地区自治会長会の会長と協議しながら進めていくこととなりますが、その決起を高めるためにも、御嵩地区での説明会が成功裏に終わり、協力者の増員につながる結果となること開催の条件となると考えられます。自治会組織へのお願いは、本堂の保存修理事業が国や県、町の補助事業としまして、皆様方からの公正・公平な税金を財源として成り立っている上に、さらに願興寺への負担分への浄財をお願いするという大変なお願いとなります。どうか関係議員の皆様のご支援と御指導を十分に賜りますようお願いいたします。

また、過去にあった一般質問への答弁と繰り返しての確認になりますが、保存会は民の組織でございます。事務局である我々行政としましては、今後も保存会活動をサポートし、一般の方々にもわかりやすい寄附金募集の展開に努めていきたいと思うとともに、事業主体である願興寺住職に対しても、誠実な態度で地元御嵩地区の皆様にご支援をお願いしていくよう働きかけ

てまいりたいと思います。

以上で、安藤議員への答弁とさせていただきます。よろしく申し上げます。

[2 番議員挙手]

議長（山田儀雄君）

2 番 安藤信治君。

2 番（安藤信治君）

どうもありがとうございました。

今、説明がありました 1 月下旬だったか 2 月の中旬だったかわからんですけど、私も実は昨年自治会長をやっておりまして、その会に出させていただきます。

自治会長各位に会員登録の依頼文書が 20 枚ずつ渡されたわけです。これを自治会に持ち帰って 10 人ぐらい集めてくれという話でした。ただ、自治会長の立場で言いますと、誰に頼むかというのが非常に困りまして、隣のうちは来てくれたけど、私のところは来てないという話がありましたので、私は全戸数増刷していただきまして、全戸に渡しました。渡したんですけど、私、栢森地区です。60 戸ほどあるんですけど、25 名でした、署名していただけたのは。

どうしてそういうふうになっちゃったかということは、私個人的な見解なんですけど、自治会に働きかけるといときは、個人じゃなくて、やっぱり世帯で考えていただくような必要があるんじゃないかと思っています。実は、私の地元でもある班なんですけど、実は十二、三軒ですけど、ある一定金額を班へ全員出すということで固めているような班もございます。そういう感覚で、これから自治会にアプローチするときは、個人じゃなくてやっぱり世帯単位で見るとなると必要じゃないかというふうに思っております。

それから、お膝元という言葉なんか使って、山田参事もそういうふうにおっしゃっているわけですが、22 日に御嵩地区だけでまずやってみようという話になっております。大変、御嵩地区が成功裏に終わらなければだめだというような厳しい御意見もありましたんですけど、ぜひ成功裏に終わって、他の地区へ波及していくように、私、高山議員と一緒に参加する予定ですが、頑張りたいと思いますのでよろしく申し上げます。

先ほど申しました個人じゃなくて、世帯のほうに目を向けられないかなということについてどう思われるか、お聞きしたいのでよろしくお聞きしたいと思います。

議長（山田儀雄君）

教育参事 山田徹君。

教育参事兼学校教育課長（山田 徹君）

今の個人ではなくて世帯にというお願いですけれども、各地区自治会長さん個人も自治会長

として個人で参加しておるのか、世帯として参加しておるのかで、その思いというのはさまざまでございます。そのあたりを、やはり寄附をいただくということは、頭を下げていくしかないと思われまので、そのあたりちょっと工夫をしていただいて、それこそ御嵩地区の自治会長会でこういう成果が上がるような考えを、保存会とともにこちらも事務局がサポートしていきますので、議員の皆様もよろしくお願ひしたいと思います。

[2 番議員挙手]

議長（山田儀雄君）

2 番 安藤信治君。

2 番（安藤信治君）

はい、ありがとうございます。

質問しておる内容がどうもこちらに向かっているような気がして大変恐縮ですけど、一応頑張るつもりでおりますのでよろしくお願ひしたいと思います。

どういった考え方で臨むかというのもこれから相談していきますので、そのときには御指導よろしくお願ひしたいと思いますので、以上で私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

議長（山田儀雄君）

これで、安藤信治君の一般質問を終わります。

続きまして、10 番 大沢まり子さん。

質問は一問一答方式の申し出がありましたので、これを許可します。

10 番（大沢まり子君）

ただいま、議長にお許しをいただきましたので、大きく分けて3点についてお伺いをいたします。

初めに、不育症の周知と患者支援の推進についてお伺いをいたします。

不育症とは、2回以上の流産、死産や早期新生児死亡、生後1週間以内の赤ちゃんの死亡を繰り返して、結果的に子供を持たないことと定義をされております。

流産の確率は年齢とともに上がるため、晩婚や晩産化が進む近年では深刻な問題の一つでもあります。厚生労働省の実態調査では、流産は妊娠の10から20%の頻度で起こると言われております。流産を繰り返す不育症患者は、全国で140万人。毎年約3万人が新たに発症し、妊娠した女性の16人に1人が不育症であるとも言われております。不育症の原因については、子宮形態異常が7.8%、甲状腺の異常が6.8%、両親のどちらかが染色体異常が4.6%、抗リン脂質抗体症候群が10.2%などで、原因不明は65.3%にもなります。しかし、厚生労働省研究班によりますと、検査や治療によって80%以上の方が出産にたどり着けると報告もされて

おります。つまり、不育症を知り、適正な検査や治療をすれば、多くの命を守ることができるということです。流産の原因となる血栓症や塞栓症に対する治療及び予防のために行う在宅自己注射によるヘパリンカルシウム製剤は、平成 24 年 1 月から保険適用になり、不育症に悩む女性や家族にとって朗報となりました。

不妊症と比べ、いまだ不育症を知らない方が多く、流産、死産したことによって心身ともに大きなダメージを受け、苦しむ女性の 4 割は強い心のストレスを抱えたままであります。厚生労働省は、平成 23 年不育症の相談マニュアルを作成し、自治体に配付をしました。そして、平成 24 年 10 月に全国の相談窓口の一覧表を公開しております。都道府県ごとに不育症相談窓口が設置をされ、63 カ所で不育症の相談が可能になりました。不育症の治療には、また多額の費用がかかることから公的助成を行っている自治体もあります。このようなことから、不育症に悩む方に対して正確な情報を提供し、心理的な相談や医学的な相談を行い、患者支援の取り組みを行っていくことが必要であります。

そこでお伺いをいたします。

1 つ目に、不育症について、本町ではどのような認識をお持ちでしょうか。

2 つ目に、気軽に相談できる窓口体制の充実が必要であります。相談窓口と周知啓発をどのように行ってみえますか。

3 番目に、不育症の方の検査や治療の多くが保険適用されておられません。患者を支援するとして経済的負担軽減を図り、治療を受けやすくする不育症の治療費助成制度についてのお考え、3 点をお伺いしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

議長（山田儀雄君）

民生部長 加藤暢彦君。

民生部長（加藤暢彦君）

それでは、大沢議員の御質問、不育症の周知や患者支援の推進についてお答えをいたします。質問は、大きく 3 つでございます。

1 つ目は不育症についてどのような認識か、2 つ目は相談窓口と周知啓発はどのように行っていくのか、3 つ目は治療費の助成についての考えはであります。

それでは、1 つ目の質問にお答えをいたします。

平成 24 年 3 月に厚生労働省の科学研究班の研究者により作成されました反復・習慣流産の相談対応マニュアルでは、不育症は単一の診断名ではなく、複数の病態を含むとし、妊娠はするけど、2 回以上の流産、死産、もしくは生後 1 週間以内に死亡する早期新生児死亡によって児が得られない場合。つまり、22 週以前の流産を繰り返す反復流産、習慣流産に加え、死産、早期新生児死亡を繰り返す場合を含めて不育症と定義しております。

日本において妊娠した女性の 40%に流産の経験があり、約 4%が不育症と考えられると厚生労働省の調査で報告をされています。現在、日本には2万人から3万人の不育症の方がいると推定され、不育症は決して珍しいものではなく、多くの女性が不育症に悩んでいるというふうに認識をしております。

妊娠初期の流産の原因の多くは、受精卵時の胎児に偶発的に発生した染色体異常とされていますが、流産を繰り返す場合には、そのほかに流産のリスクが高まるリスク因子を持っていることがあります。リスク因子がある場合でも 100%流産するわけではないので、原因ではなくリスク因子というふうに表現をされています。また、子宮形態異常、内分泌異常、夫婦どちらかの染色体異常など判明しているリスク因子もありますが、リスク因子が不明な場合も半数以上あるのが現状でございます。

しかし、適正な検査や治療により、その 80%以上の方が出産できるとされております。不育症のリスク因子を検査によって探り、必要な治療を行い、妊娠から出産に結びつけることが深刻な少子・高齢化の現状において、出生という点で重要な位置づけにあると認識をしております。

また、子ども・子育て支援事業計画の健やかに産み育てるための環境づくりの安全な妊娠と出産への支援の中で、不妊症については取り上げているところでございますが、不育症については対応できていないのが現状でございます。現在、次期子ども・子育て支援事業計画を策定しているところですので、この計画にどのように反映させていくのかを調査・研究してまいりたいと考えております。

2つ目の相談窓口と周知啓発はどのように行っているのかについてお答えをいたします。

国は不妊専門相談センター事業として、各都道府県、指定都市、中核市が設置している不妊専門相談センターで、不妊に悩む夫婦に対し、不妊に関する医学的・専門的な相談や、不妊による心の悩み等について、医師、助産師等の専門家が相談に対応したり、診療機関ごとの不妊治療の実施状況などに関する情報提供を行っております。

岐阜県では、岐阜県不妊相談センターで不妊・不育症相談を「れんげ相談」と称しまして、電話相談、メール相談、面談相談を毎週月曜日か金曜日の午前 10 時から 12 時、午後 1 時から 4 時までの間で行っておるところでございます。

御嵩町では、保健センターが相談窓口となりますが、不育症に関する相談件数はこの 3 年間で 1 件という状況でございました。

今後、不育症に関することについて、町のホームページなどを通じまして情報発信をしてまいりたいというふうに考えております。

3つ目の治療費の助成についての考えについてお答えをいたします。

岐阜県内の治療費の助成状況は、平成 30 年 6 月 1 日現在、飛騨市、八百津町、東白川村の 3 つの自治体が不育症治療費の助成を行っております。

助成の内容といたしましては、飛騨市では 1 回当たりの助成上限を本人負担額の 2 分の 1 に相当する額で 30 万円、年度内の回数、助成上限、助成期間、年齢、所得制限がないというものでございます。八百津町と東白川村は、1 回当たりの助成上限を 5 万円、年度内の回数制限はなし、年間の助成上限額を 5 万円、助成期間は、八百津町は 2 年間、東白川村は 1 年間で、年齢制限なし、所得制限が 730 万円というものでございます。

29 年度の実績といたしましては、八百津町と飛騨市でそれぞれ 1 件の実績がございました。また、各務原市、北方町、大垣市、美濃加茂市の 4 つの自治体において現在検討中であるというところでございます。

町の不育症治療費の助成に関しましては、引き続き国・県、それから近隣市町の動向を踏まえながら、調査・研究をしてまいりたいと考えております。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

[10 番議員挙手]

議長（山田儀雄君）

10 番 大沢まり子さん。

10 番（大沢まり子君）

民生部長には前向きな御答弁だったと思っております。

次期の支援計画に必ず入れていただきたいということと、あと利用者の方はすごく少ないんですけれども、相談窓口に来られたときは県のほうをまた紹介されたりということをしていると思います。1 件しか今までにはなかったということでもありますので、周知啓発がまだまだ少ないんじゃないかなと思っておりますので、今後また情報発信されるということでもあります。

それと、患者さんに対する経済的負担ということは、かなり岐阜県下においても幾つかの市町が検討もしているし、実施もしているということでもありますので、やはり出産を望む方が出産にたどり着けるような体制づくりということもございまして、また御嵩町としてもしっかりと進めていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上で、この 1 点目については終わります。

2 点目に、全ての人が読書、読み書き（代読・代筆）できる社会へということで、読み書き（代読・代筆）支援についてお伺いをいたします。

今の社会には、視力の衰えた高齢者、発達障害者、学習障害者、身体的な機能障害者、知的障害者など、文字の読み書きに支障を持つ方がたくさんおられます。公的な情報支援体制が十分に確立していないために、勉学上においても、職業上においても、そして日常生活上におい

てもさまざまな社会的不利益をこうむっています。このうち視覚障害者については、一部に点字図書館や公共図書館などにおいての情報支援サービスが行われていますが、情報支援を必要としている人の数からすればほんのわずかで、高齢者、障害者の読書、読み書きは家族や守秘義務を負うことのないボランティアによって支えられているのが現状です。

憲法には、生存権、教育を受ける権利、幸福追求権、参政権、表現の自由が定められていますが、これらの権利を享受するためには、読み書きをする権利が保障された社会であることが前提でなければなりません。

自治体事業として、読み書き情報支援事業の実施を提案いたします。

地域生活支援事業のうち意思疎通支援事業は、手話通訳、要約筆記を派遣する事業、手話通訳者を設置する事業、点訳、代筆、代読などによる支援事業など、意思疎通を図ることに支障がある障害者などとそのほかの者の意思疎通を支援する事業です。市町村必須事業となっております。

平成 28 年 4 月 1 日からスタートしました障害者差別解消法では、障害のある人に合理的配慮を行うことを通じて共生社会を実現することを目指しています。障害のあるなしにかかわらず、全ての命は同じように大切であり、かけがえのないものです。一人一人の命の重さは、障害のあるなしによって少しも変わるものではありません。当たり前の価値観を改めて社会全体で共有していくことが何よりも大切です。このような取り組みの積み重ねが、お互いにその人らしさを認め合いながらともに生きる社会、共生社会の実現へとつながっていきます。この法律によって、障害のある人とない人がお互いに理解し合っていくことが共生社会の実現にとっての大きな意味を持ちます。現在、聴覚障害者のための手話通訳者や要約筆記の派遣はある程度行われていますが、読み書き支援についてはほとんどの自治体が行われていないのが現状です。あらゆる場面での読み書き支援をいつでも受けられる仕組みが必要です。プライバシーを確保できる専門支援員の養成も重要であります。

そこで提案ですが、行政窓口の耳マークの隣に、代読・代筆いたします。読み書きにお手伝いが必要な場合はお申し出くださいとの表示板を設置していただけないでしょうか。そして、それに伴って職員を対象としたNPO法人が主催をする読み書き（代読・代筆）支援サービス基礎講習を実施していただくことも提案いたします。この講座は、書類の要点をわかりやすく説明したり、相手の要望に合わせて字や図を大きく書き写したりする技術を習得するものであります。近隣の自治体では、2013 年には美濃加茂市立中央図書館が実施、2015 年からは小牧市が毎年実施、春日井市は 2016 年から毎年、江南市、各務原市では本年度職員研修として実施をされると聞いております。

そこでお伺いいたします。

1つ目に、読み書き（代読・代筆）支援に対する御見解をお聞かせください。

また、日本眼科医会の調査によりますと、視覚障害者は全国で164万人、そのうち9割が弱視の方です。今後も高齢化の進展に伴い、視覚障害者はさらにふえると見込まれております。さらに、読書権の保障の一つとして、大活字版の情報が普及をしていくと考えられます。

そこで2つ目に、大活字版の情報を発信することに関する御見解をあわせてお伺いをいたします。よろしく申し上げます。

議長（山田儀雄君）

民生部長 加藤暢彦君。

民生部長（加藤暢彦君）

大沢議員の2番目の御質問、全ての人を読書、読み書きできる社会へについてお答えをいたします。

まず1つ目の代読・代筆支援についてお答えをいたします。

現在、障害のある人への職員対応は、障害者差別解消法の施行によりまして、平成28年度に策定いたしました障害のある方への配慮についてという職員対応マニュアルに基づき、障害者の特性を理解した上で、適正な配慮を実施しているところであります。

代読・代筆支援が必要な聴覚障害や視覚障害などをお持ちの方への対応についてもこのマニュアルに明記しており、窓口などでの対応についても、聴覚障害者には、カウンターに耳の不自由な方は筆談しますのでお申し出くださいという表示板を設置し、筆談などにより既に対応しております。また、視覚障害者には、カウンターに拡大鏡や老眼鏡を置き対応しております。このような中で、読み書きに支障を持つ方々への具体的な支援については実施をしていないのが現状でございますので、議員御提案の代読・代筆いたします。読み書きにお手伝いが必要な場合はお申し出くださいとの表示版については、前向きに設置を検討していきたいと思っております。ただし、障害の状態によりましては、この表示版の文字の判読すらできない方もいらっしゃるかもしれませんので、今後そのことも含めて研究をしていかなければならないと思っております。

また、読み書き、情報支援というものが、高齢者や障害者などで日常生活や学習、趣味の場などにおいて読み書きに不自由のある方にそのお手伝いをするを目的とする活動であるということを理解した上で、職員が対応することができるようにするために、読み書き支援サービス基礎講習の開催についても前向きに検討してまいりたいと思っております。

なお、参考までに中山道みたけ館では、視覚に障害を持っていらっしゃる方に対して対面朗読というものを行っております。対面朗読を希望される方は、事前に中山道みたけ館まで希望日時を連絡していただき、中山道みたけ館1階にあります対面朗読室を利用して実施している

という状況でございます。

2つ目の、大活字版の情報を発信することに関する見解についてお答えをいたします。

大活字本というのは、弱視者にも読みやすいように文字の大きさや行間等を調整し、大きな活字で組み直した本であり、大活字図書、大活字版とも言われています。一般的な文庫本の文字組みは9から10ポイント程度の大きさですが、大活字本は12ポイントから22ポイントの見やすい書体が採用されています。参考までに、現在、中山道みたけ館では約1,600冊の大活字本を導入しており、大活字本コーナーというものも設置しております。

大活字版による情報発信という観点でいきますと、現在、御嵩町では取り組めていないのが現状でございます。今後、どのような情報がどのようにして大活字版の情報発信に使えるのかどうかについて検討して、大活字版の情報発信に取り組んでいきたいと考えております。障害の程度が弱視であるということがわかっていらっしゃる方への文書についても、大きな文字で作成するような配慮をしていきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上で答弁とさせていただきます。

[10 番議員挙手]

議長（山田儀雄君）

10 番 大沢まり子さん。

10 番（大沢まり子君）

部長の前向きな御答弁をいただきましてありがとうございます。

図書館での1,600冊も、今、大活字版という形で蔵書があるということですがけれども、これらに関しては利用状況とかそういったことまではちょっと民生部ではわかりませんか。わかれば教えていただきたいですけれども。

議長（山田儀雄君）

民生部長 加藤暢彦君。

民生部長（加藤暢彦君）

大変申しわけございません。1,600冊ほどあるという情報はいただいておりますが、利用状況までの確認はしておりません。申しわけございません。

[10 番議員挙手]

議長（山田儀雄君）

10 番 大沢まり子さん。

10 番（大沢まり子君）

失礼いたしました。蔵書は1,600冊というすごい数字だなというふうにびっくりしたんですけれども、こういったことが置いてあるということも、やっぱりそういった情報発信という

か、利用していただけるようなお声かけをしていただくということがとても大切なことだと思いますので、今後はまたよろしく願いいたします。

それから、先ほど窓口での対応ということで、障害者の方への配慮についてというのが、この対応マニュアルというのが御嵩町にも 28 年の 4 月につくられていますけれども、このことに関しての職員の方は、こういうことがありますよということで一応見ていただければ職員はわかるわけですが、研修のようなことは行ってみえますでしょうか。

議長（山田儀雄君）

民生部長 加藤暢彦君。

民生部長（加藤暢彦君）

お答えをいたします。

この職員対応マニュアルを作成したときに、全職員に対して研修を行わせていただいております。ただ、つくられたときに研修をしておるのみでございまして、それ以降やっておらないのが現状でございますので、その辺も含めてまた今後対応していきたいと思っております。よろしくお祈りいたします。

[10 番議員挙手]

議長（山田儀雄君）

10 番 大沢まり子さん。

10 番（大沢まり子君）

はい、済みません。そのような御答弁がいただきたかったので、よろしくお祈りいたします。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

最後になります。3 点目ですが、伝言ノートについてお伺いをいたします。

近年、終活、いわゆる人生の終わりのための活動については、いろいろところで耳にするようになりました。団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年問題もあります、周りに迷惑をかけずに人生を終えたいと考える方が多く、準備の必要性を感じ、社会現象で終活が広がっているようであります。まずは、治療、葬式、遺産などの意思表示を家族や周りの方への伝言としてエンディングノートを作成することが、その活動の準備段階となるそうです。

例えば、犬山市では「わたしの伝言ノート」というものが配付をされています。中には、第 1 章で自身の基本情報と健康状態、第 2 章ではもし介護が必要になったら、また第 3 章ではエンディングでは葬儀のこと、連絡先リスト、お墓のことなどの記入欄があり、最後に遺言の書き方の説明などが載っております。また、小牧市のエンディングノート、「わた史ノート」は、行政書士やお寺の広告を載せ、その広告料で作成をされています。犬山市の「わたしの伝言ノート」も協力企業の広告により作成をされています。

エンディングノートに対する意識の向上を表す一例として、終末医療に関する意識調査報告書によりますと、自分の死が近くなったときに受けたい医療や受けたくない医療についての家族との話し合いについて、「全く話し合ったことがない」と回答した人は56%でした。また、自分で判断できなくなった場合に備えて、どのような治療を受けたいか、あるいは受けたくないかを記載した書面を残しておくことに対しては、賛成の方が70%いましたが、そのうち作成をしているといった方は3%と、書面で作成することに結びついていないのが実態です。家族と周囲の人との思いの行き違いをなくすには、ふだんの生活の中で言葉を交わし、家族や周囲の人と思いを共有することが大切ですが、自分の思いを伝えるためにこのようなノートを活用することも手段の一つであります。

また、高齢社会白書では、昭和55年には男性19万人、女性69万人だった65歳以上のひとり暮らしの方は、平成27年では男性192万人、女性400万人にもなっています。ひとり暮らしの方がふえているということは、お一人でのときに亡くなられる方もふえているのではないかと考えられます。

そこで1点目に、御嵩町でお一人で亡くなられた場合の対応はどのようにされてみえますか、行政として困られた事例などはありませんでしょうか。

2点目に、周りの方に伝えたいことを書きとめておく、御嵩町らしい伝言ノートを作成することに対する御見解をお伺いいたします。よろしく申し上げます。

議長（山田儀雄君）

民生部長 加藤暢彦君。

民生部長（加藤暢彦君）

大沢議員の3番目の質問、伝言ノートについてお答えをいたします。

質問の内容は、1番目が孤独死に対する対応はということ。それから、2番目が御嵩町らしいエンディングノートを作成できないかであります。

1番目の質問、孤独死に対する対応についてお答えをいたします。

まず、孤独死についての確固たる定義はないそうございまして、したがってはっきりした統計資料もないというのが現実のようございまして。定義はないんですが、内閣府の高齢者白書によりますと、誰にもみとられることなく息を引き取り、その後相当期間放置されているような状態という表現がされております。

孤独死は、単身の高齢者の方、特に男性に多いとされております。ちなみに、ひとり暮らしの高齢者の状況、2015年国調データによりますと、全国で男性が192万4,000人、女性が400万4,000人、合計で592万8,000人。御嵩町では、男性の方が215人、女性の方が373人、合計588人ございまして。この孤独死に至るまでには、さまざまなケースが考えられますが、

御嵩町においてそのような悲しい終末を迎える方を出さないように、見守り、安否確認等の重要性を再認識したところでございます。

御質問の孤独死についての御嵩町の対応といたしましては、基本的には亡くなられた方の身内の方に速やかに連絡をし、引き継ぐということが基本でありまして、これが最も重要であるということでございます。そのときに非常に役に立つと思われるのが、エンディングノートになるのではないのかなというふうには考えております。中には身内の見えない方もいらっしゃいます。そういった方につきましては、自治体で火葬して納骨をするということになりますけれど、この辺がかなり大変なことになっておるということでございます。また、生前の御本人さんの事前登録というのにも必要なんですけれども、大学病院などへの献体ということもあります。

質問の2番目、御嵩町らしいエンディングノートを作成できないかについてお答えをさせていただきます。

世間では終活ブームと言えるほどの社会現象となっておりまして、終活とは人生の終わりのための活動の略であり、人間がみずからの死を意識して人生の最後を迎えるに当たってとるさまざまな準備や、そこへ向けた人生の総括を意味する言葉なんだそうです。

終活でまずやるべきことの1番手としまして、エンディングノートを書かれる方が非常にふえていらっしゃいます。エンディングノートには、正式な規格や決められた項目というのは特にありません。遺言書と違いまして法的効力を持たないために、生前から効果を発揮することも可能でありまして、医療、介護の自身の希望を伝える。それから、家族の知らない自分の歴史であったり人間関係、それから財産の所在場所などを家族に伝える。また、葬儀、それからお墓などに関する希望を伝えることもできます。

このエンディングノートの大きな目的としましては、自分の死後に家族にかかる負担を減らすことはもちろん、終末を考えることにより、自分の人生を振り返り、今後の人生をより自分らしく生きていくためのきっかけとなるものと考えております。

犬山市や小牧市の事例を紹介いただきましたが、自治体独自でエンディングノートを作成し、無料で配付、もしくは配信しているところも現在ふえてきておる状況でございます。自治体が作成するエンディングノートは、市販のものに比べますと内容も簡潔なものとなっております。自治体がエンディングノートを配付する意図として、高齢化に伴い把握が難しくなった個人の情報をまとめてもらうため、それから住民に前向きな生活を送っていただきたいとの願いもございます。

議員御提案の御嵩町独自のエンディングノートの作成につきましては、町が作成して配付するというところまでは考えておりませんが、町のホームページに載せるなどの方法を検討させていただきたいと思っております。エンディングノートは、御嵩町で暮らす全ての人々が豊かな

老後を送るために非常に有効な手段であるという認識をしておりますので、まずは住民の方一人一人に自分らしいエンディングノートの作成のお手伝いをさせていただくように、関係職員等で啓発をしていきたいと考えております。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

[10 番議員挙手]

議長（山田儀雄君）

10 番 大沢まり子さん。

10 番（大沢まり子君）

御答弁ありがとうございます。

1 点だけお聞きいたします。

今、特に作成することは考えてないということでございまして、またホームページには載せていこうということを考えてみえるということではありますが、高齢者の方はホームページから特にダウンロードするというのはなかなか厳しいかと思えます。ですので、どんな方に活用、要は、例えば民生委員さんとかそういう方がダウンロードして、自分の担当していらっしゃる方のところへ行ってお話をするというような、そういう意味合いに考えてみえるのかどうでしょうか。

議長（山田儀雄君）

民生部長 加藤暢彦君。

民生部長（加藤暢彦君）

大沢議員の再質問にお答えさせていただきます。

高齢者の方、特に独居の方が自分でホームページを見てそれをダウンロードしてなんていうことは到底できるわけございませんので、そういうことは考えておりません。ただ、例えばヘルパーの方であったりとか、あるいは民生委員さんもそうですし、あるいは離れた御家族の方でもそうですし、そういった方でしたら町のホームページからダウンロードしてということもできるかなと思えますので、そういう方に活用していただいて、関係する高齢者の方にそういう説明をしていただければなあと思っておりますし、特に民生委員さんであったりとか、ヘルパーさんなんかにも、先ほど申しましたエンディングノートの活用方法についての説明とかそういうこともやっていきたいなと思っておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

[10 番議員挙手]

議長（山田儀雄君）

10 番 大沢まり子さん。

10 番（大沢まり子君）

ありがとうございました。

一人でも多くの方にそれを活用していただけて、御嵩町で最後まで安心して暮らせる、そういった町でありますように、体制づくりをしっかりと行っていただきたいと思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長（山田儀雄君）

これで大沢まり子さんの一般質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。再開予定時刻は午後 1 時といたします。

午前 11 時 45 分 休憩

午後 1 時 00 分 再開

議長（山田儀雄君）

休憩を解いて再開をいたします。

引き続き一般質問を行います。

9 番 加藤保郎さん。

質問は一問一答方式の申し出がありましたので、これを許可します。

9 番（加藤保郎君）

議長のお許しをいただきましたので、さきに通告しておきました一般質問を行わせていただきます。

1 点目は、交通信号機設置要望書のその後の状況についてであります。

平成 28 年第 4 回定例会で奥村雄二議員が一般質問した、八百津トンネルの開通に伴います交通量の増加による通学路の交通安全対策に関連し、その後の対応等について質問をさせていただきますので、よろしく申し上げます。

その要望事項の内容は、主要中央道多治見・白川線と町道交差点横断歩道に信号機、歩道橋など安全対策を実施してほしいというもので、御嵩小学校児童の顔戸、新木野、長瀬の分団が現在の横断歩道を利用して通学している。現地においては、主要中央道多治見・白川線の改良工事が進んでおり、八百津町へ通ずるトンネルも近く開通すると聞いていると。トンネルの開通により交通量の大幅な増加が予測されることから、横断歩道を利用する児童の十分な安全を確保するため、信号機の設置を強く要望するというものであります。

当時の教育長答弁の議事録から、平成 28 年 12 月 20 日に開催する通学路交通安全推進会議では、第 1 回の会議で確認した対策必要箇所への対応、そして八百津トンネルの開通による新たな対策の必要箇所、通学路全体を通した新たな対策必要箇所を確認するとともに、各小・中学校により安全な通学路の確保に努めていく予定ですとなっております。

約 300 メートルの迂回で児童の負担が大きい。国道の横断歩道を渡ること、国道から右左折してくる車との事故も懸念されることが想定されますが、幸いなことに現在まで事故等は発生しておりませんが、いつ発生するともわからない状況であります。交通量もトンネル開通時より大きく増加し、児童の登校時はもちろん、平常時でも増加しているのが現状であります。

また、地域の住民の方でも、横断するために交通量の増大で困っているとの声を最近によく聞くようになりました。

そこで質問をしますが、1つ目、通学路横断歩道に信号機の設置要望が出されておると思いますが、現状どのようになっておるかお聞かせ願います。

2番目として、最近の通学路交通安全推進会議の協議の内容はどのようになされておりますか。

3つ目として、地元住民、私も一人の住民として、議員としての考えもあるわけですが、信号機設置について何か協力できることがあれば、指導を願いたいと思っております。

4つ目、しろ橋横断歩道を廃止し、町道 1-14 柳沢・青木線の交差点に歩道と信号機を設置するという案はいかがでしょうか。この場合は通学路の変更を伴います。

以上4点について、簡潔に答弁をお願いします。

小学生は素直です。しろ橋の歩道を中学生や地域の方が横断して通学や買い物をしている現状を目にしても、小学生は国道の信号機まで迂回して通学している現状であります。そういう現状を見ると、少しでも助けてあげたい気持ちになります。長瀬の奥のほうや、顔戸でも八幡神社の奥の北のほうまで帰っていく小学生もいます。300メートルは距離的に少ないかもしれませんが、しかし、往復となれば600メートルです。少しでも通学路が安全で距離的にも近くなればとの思いでの質問ですので、よろしく願います。以上です。

議長（山田儀雄君）

教育長 高木俊朗君。

教育長（高木俊朗君）

平成 28 年 11 月 25 日（金）、工事期間 20 年を経て八百津トンネルが開通。御嵩町と八百津町をつなぎ、災害時の緊急輸送道路として、また可児御嵩インターに近く、観光などにも大きな効果があると期待されてスタートしました。

御嵩小学校は翌週の 11 月 28 日（月）の朝、町議会議員、学校職員、教育委員会事務局員、交通指導員等々の見守る中、分団登校で初めて国道の大庭交差点を渡りました。加藤議員にも大変お世話になりました。ありがとうございました。

それから 1 年 9 カ月、現在も学校職員や交通指導員等々の見守る中、大庭交差点を渡っています。幸いにも児童・生徒の事故は一件も起きていません。

それでは、加藤議員の御質問の4点についてお答えいたします。

初めに1点目の、しろ橋の横断歩道における信号機の設置要望の現状についてです。

まず、御嵩小学校長とPTA会長との連名で、しろ橋の横断歩道に信号機設置の要望書が初めて御嵩町に提出されたのは、開通前の平成28年9月26日であります。

その後、同年11月2日に御嵩小学校PTA地区委員会で、より安全であれば遠回りしてでも通学路を変更するとの結論により、開通したらしろ橋の横断歩道を渡らず、大庭交差点を信号機に従って渡ることとしました。

御嵩小学校PTAは、開通による交通量の変化がどれほど通学路に影響を与えるのか、実際の交通量調査の結果、最終的な判断をするということで、暫定的な対処だということでありました。

教育委員会も開通前の10月31日（月）、11月2日（水）、11月4日（金）、開通後の11月28日（月）、11月30日（水）、12月2日（金）の6日間、午前7時から8時までの1時間と午後3時45分から4時45分までの1時間、しろ橋の横断歩道での交通量を調査しました。調査の結果、開通前と比べて2倍近くの交通量にふえていました。

そこで、同年12月14日御嵩小学校PTA地区委員会では、教育委員会の調査結果や現場の実態を踏まえて、しろ橋の横断歩道に信号機が設置されるまでは大庭交差点通行を継続していくこととしました。そして、今後も安全を確保するために、しろ橋の横断歩道に信号機の設置を強く要望していくと決定いたしました。そこで、平成29年1月17日に御嵩町長より可児警察署長、岐阜県可茂土木事務所長へ、児童・生徒の安全確保のため信号機設置に向けて特段の御配慮を賜りますよう要望書を提出。さらに本年の7月、平成30年5月23日にも同様に御嵩町長より可児警察署長、岐阜県可茂土木事務所長へ要望書を提出しているところであります。

次に2点目の、最近の通学路交通安全推進会議の協議内容についてです。

平成28年12月20日実施の通学路交通安全推進会議にて、御嵩小学校は次のように信号機設置要望とその後の対応について説明をいたしました。

御嵩小学校の西部4地区6分団の約70名が、通学路としてしろ橋の横断歩道を通行している。八百津トンネルの開通により交通量の増加が予測されることから、児童の安全確保の観点から信号機の設置を要望した。また、実際の交通量を把握するため、教育委員会と学校で開通前後の交通量調査を実施した。開通後間もない時期で1.6倍、最近ではさらに増加している状況である。学校としては、PTAと協議した結果、暫定的に通学路を変更して国道大庭信号機を利用していると。

その後の意見交換では、可茂土木事務所としては県道の安全管理に一層努めていくこと、可児警察署としては要望事項について情報共有していくことを確認し合い、通学路交通安全プロ

グラム対策箇所位置づけました。

次に、平成 29 年 5 月 30 日実施の通学路交通安全推進会議では、しろ橋の信号機設置の要望については、総務防災課からは 12 月の通学路交通安全推進会議を受け、1 月に可児警察署、可茂土木事務所に要望を提出、4 月には信号設置要望の会議を可児市、御嵩町、可児警察署で行い、本件に関し要望を出していることを報告されました。

可児署からは、信号の設置には待ち場、待機場ですが、が必要だが、片側には一級河川があり、十分な場所の確保ができていない状況。実際に信号を設置するためには道路改良工事だけでなく、子供や一般の方々の方々の通行者数の調査も必要になると思われる。

また、設置場所が斜面であること、これまでなかった場所への新規の設置であることから、ドライバーが信号機に気づかない可能性など、新たな信号機の設置が運転者に対しどう影響するかも懸念されるため、前後左右の道路構造の検討も必要となるとの報告がなされました。大変厳しい状況ではありますが、協議は継続していくということとなりました。

そして、平成 30 年 7 月 2 日実施の通学路交通安全推進会議では、しろ橋の信号機設置要望について、関係機関の情報を共有しながら対策に向けた取り組みを行っていくこととして、今後も御嵩町から関係機関への設置要望を行っていくこと、暫定措置として通学路の変更を行うとともに、児童・生徒の見守りを含めて安全指導を実施していくことを確認し、通学路交通安全プログラム対策箇所への位置づけを継続していくことといたしました。

次に 3 点目の、地域の地元の住民として、信号機設置について協力できることを指導されたについてです。

まずは、みずから児童・生徒の安全を守るための御質問に対し、心から感謝いたします。

2 点お願いできたらなあと思っております。

1 点目は、登下校の見守り活動です。

平成 30 年 6 月 22 日に、登下校時の子供の安全確保に関する関係閣僚会議がまとめた登下校防犯プランが発表されました。その内容については、7 月 2 日の通学路交通安全推進会議にて文書で詳しく報告させていただきました。現在、文部科学省、警察庁、厚生労働省及び国土交通省の 4 省庁が連携して対応策を進めております。この登下校防犯プランの重点として、通学路の危険箇所の見守り活動を上げております。その実現のためにも、地域の皆様方による大庭交差点等を中心とした登下校の見守りをぜひお願いしたいと思っております。

さらに 2 点目ですが、これは関係自治会等の地域の皆様方からの要望であります。

学校や P T A だけでなく、地域の皆様方からの要望は、大変強くて大きな応援になると思います。どうかよろしく御協力をお願いしたいと思います。

最後に、しろ橋の横断歩道を廃止し、町道柳沢・青木線の交差点に横断歩道と信号機を新設

するという案についてです。

まず、通学路の大きな変更は考えてはおりません。現在、北側の自動車専用道路と南側の通学路は 40 年以上も継続してすみ分けしてきたものでございます。その結果、児童・生徒や地域住民の十分な理解が必要でありますから、変更が通学路の安全確保につながっていくのかは大変疑問なわけであります。基本的には今ある通学路を変更せず、継続していきたいと考えております。

ただし、町道柳沢・青木線の交差点に横断歩道と信号機を新設するという案は、しろ橋の横断歩道に信号機を設置することが大変厳しい状況の中、現状に一石を投じるものになると確信しております。

通学路も一部追加すればよいわけで、地域住民の願いや御嵩小学校及びPTAの要望の変化があれば考えていきたいと思えます。児童・生徒にとってより安全な方策になることを最重視していきたいと思っているからです。

以上で答弁を終わります。今後とも御支援・御協力をどうかよろしくお願い申し上げます。

〔9 番議員挙手〕

議長（山田儀雄君）

9 番 加藤保郎君。

9 番（加藤保郎君）

前回の教育長の答弁で、大庭信号機へはまずは一時的な対処だと、しろ橋の横断歩道に信号機の設置を強く要望していくということでお話がありましたので、その後の状況を聞いたわけですが、しろ橋でつくるには待機場所が必要だということをお話されました。私の提案で柳沢・青木線に持っていっても、歩道が橋にはありませんので、橋に歩道をつけてもらわないかん。それで、渡った先は横断歩道が必要になってきます、また。それで南へ行って、今の通学路を使っていれば結構だと思うんですが、そこら辺の金銭的な問題、町の通学路に対する考え方で、町道の改修やいろいろひっかかってくるわけですが、河川もありますので、大変いろいろ問題が出てくると思うんです。そこら辺について教育長が今頭の中で考えてみえるしろ橋に待機場をつくって、東から来た場合でも待機場をつくって信号機を待っておる、その間に車が入ってきても大丈夫なようにしなければならぬというような、多分この待機場所というのはそういう考えだと思うんですが、そこまで行くうちの皆さん方のこの庁舎内での、対学校との関係は別として、庁舎内で今後いろいろ工事やら事業をやっていく関係についての話し合いはどこら辺までできておるかということも、今参考にちょっと聞かせていただきたいと思えます。

それから、住民として協力できることを指導されたいということをお願いしたわけですが、

1 番目としては、登下校時の見守り活動、特に危険な箇所の大庭の信号機あたりの見守り、そういう点では我々も協力できるわけですが、2 目目で言われた自治会の要望ということで、自治体として、例えば要望書を出せというのか、要望活動、多分書類になると思うんですが、そこら辺の活動をするのか、そこら辺ちょっと明確に御答弁をお願いしたいと思います。2 点よろしくをお願いします。

議長（山田儀雄君）

教育長 高木俊朗君。

教育長（高木俊朗君）

とにかく、しろ橋の横断歩道に信号機設置するというのが大変厳しい状況でありますけれども、御嵩町役場、御嵩町としては、まずは強い要望が御嵩小 P T A から来ておるわけですから、その実現のために全力で要望書等を出していただいているところでありまして、私ちょっと予算とかそういう関係についてはまだ十分な話し合いはしておりませんが、今のところはその方向で進んでいこうということは確かでございます。

地域の要望については、私のほうからそこまで言えるのかどうかわかりませんが、やっぱり大勢の人が要望することが、住みよい社会をつくっていくと、また子供たちの安全確保につながっていくということは確信しておりますので、今の状況はこのままいきそうな、まだ打開できていないところではございましたので、新たな状況の中で、ひとつ新たな展開が進んでいけばいいなと思いますので、議員さんの考えられる方法で要望を何とかまとめていただけないかなと。

もちろん、御嵩小学校も P T A も今のところはしろ橋でということで、本気になってやっているところではございますので、その辺の調整は必要になってきますので、十分話し合っていきたいと思っております。

[9 番議員挙手]

議長（山田儀雄君）

9 番 加藤保郎君。

9 番（加藤保郎君）

なかなか難しい問題ではありますが、やっぱり前向きに一步進むとすれば、何らかの打開策、また庁舎内での協議を行って、いい案が出ればそれにこしたことはありませんので、そこら辺の行動をひとつ教育長にはよろしくをお願いしたいと思っております。

続きまして、2 点目の質問に入らせていただきます。

8 月の初旬に、民生文教常任委員会で先進地の視察を行っております。今回は石川県の加賀市、私の場合は加賀市の視察について質問をさせていただきます。地域包括ケアビジョンにつ

いてであります。

この8月6日月曜日に民生文教常任委員会では、石川県の加賀市を行政視察の対象と捉え、加賀市で実施しております高齢者お達者プランの一部であります介護保険による地域包括ケアビジョンについて、視察の成果として一般質問をさせていただきます。

加賀市における地域包括ケアシステムの構築に向けては、住みなれた地域で住み続けるためにをテーマとし、高齢化のピークである平成32年度をめどに、地域包括ケア体制の構築を目指しております。加賀市の狙いは、個々の暮らしに応じた支援の提供、地域のことは地域住民が自分のこととして考え、解決でき、地域ごとで住まい、医療、介護、予防、生活支援の5要素が一体的に提供となっております。

この3つの狙いを日常の生活圏域、おおむね中学校区単位で加賀市は考え、加賀市も広いですから7圏域としております。御嵩町では、特に上之郷地区での生活圏域を考えるべきと私は思っております。それぞれの生活圏域で包括的に提供される体制を築くこと、要するに庁舎内部で、庁内各部署の強力な連携による介護に対する施策を構築しようとされております。

本町においても、地域包括支援センターが相談、支援の重要な位置づけで、石川県加賀市と同様な目的で実施されていますが、地域性などを考え、小さな地域を対象とした自助・共助・互助での対応を促し、最後の手段として公助を総括として考える体制などを構築する必要があると考えますが、担当の考えはいかがでしょうか。担当の職員もこの研修に同行し、十分な研修を受講していますので、参考にされて、簡潔な答弁をお願いします。

また、地域においては古来からの風習など地域性がかなり影響し、先進地の状況を素直に取り入れて実施することに抵抗感が存在することは十分承知の上で質問することに理解をお願いします。よろしくをお願いします。

議長（山田儀雄君）

民生部長 加藤暢彦君。

民生部長（加藤暢彦君）

それでは、加藤議員の御質問、地域包括ケアビジョンについてお答えをいたします。

日本は現在、諸外国に例を見ないスピードで高齢化が進行しております。65歳以上人口は現在3,000万人を超えており、国民の4人に1人、2042年には3,900万人となって、ここでピークを迎えるということがございます。その後も75歳以上の人口割合は増加し続けるということが予想されております。

このような状況の中、団塊の世代が75歳以上となる2025年以降は、国民の医療や介護の需要がさらに増加することが見込まれております。このため、2025年をめどに、高齢者の方々が重度な介護状態になっても住みなれた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けること

ができるよう、住まい、医療、介護、予防、生活支援が一体的に提供される、いわゆる地域包括ケアシステムの構築の実現を目指しています。

地域包括ケアシステムの実現のために、介護保険法の改正が 2015 年より順次取り組みをされております。市町村がそれぞれの地域の実情に応じて、さまざまな取り組みを行えるようになってきておるといふことでございます。

今回、民生文教常任委員会におきまして視察をされました加賀市につきましては、人口が約 6 万 7,000 人ということで御嵩町と比べて約 3.7 倍程度の規模のまちでございます。御嵩町はことし 2 月に高齢化率 30%を超えましたが、加賀市では 2014 年に既に 30%を超えており、全国平均及び御嵩町よりも先んじて高齢化が進んでいる状態でございます。

そのために高齢化に対する取り組みも先んじており、特に目をみはるのは、既存の大規模施設を小規模分散化、小規模多機能型ホームの計画的な整備等、いち早く生活圏ごとの整備が進んでいるということにあります。

また、御嵩町が特に見習うべきところといたしまして、地域に分散した事業所を利用し、相談窓口や地域包括支援センター以外にサテライトとして 15 カ所も整備されています。高齢者にとって、身近なところに何でも相談できる場所や人がいるというのは、何事にもかえがたい安心であると考えています。今後参考にしていくべきところだと思っております。

御嵩町においても、今年度から第 7 期の高齢者福祉計画、介護保険事業計画のメインテーマとして、「みんなでつくろう安心と支え合いのまち」を掲げて介護予防事業の取り組みを行っているところであります。介護給付費等が年々ふえ続ける中で、公助や共助において事業展開できる介護予防事業等には限界があります。御嵩町が目指します支え合いのまちを実現していくためには、今後は互助の部分が非常に重要であると考えております。現在、御嵩町全体を対象とした第 1 層の協議体が立ち上がっておりますが、今後は町内における上之郷、御嵩、中、伏見の 4 つの生活圏域の中で第 2 層の協議体を立ち上げ、それぞれの生活圏ごとの実情に合わせた介護予防事業等の取り組みを考えていきます。幸い御嵩町の中には、今でも住民同士で支え合う互助の精神が各地域の中で残っていると感じています。今後はそれらを掘り起こし、自助・共助・互助・公助がバランスよくつながることで、地域包括ケアシステムの構築を目指してまいります。行政としても、積極的に地域の中に入っていき、住民の皆さんとともに支え合いのまちをつくり上げていくよう働きかけてまいります。

最後に、11 月 4 日の日曜日でございますけれども、支え合いのまちづくりフォーラムというものを開催いたします。多くの住民の方々に参加していただき、御嵩町民全体で支え合いのまちづくりの第一歩としたいと考えておりますので、加藤議員初め議員の皆様にもぜひ御参加いただければ大変ありがたいと思っております。よろしく願いいたします。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

[9 番議員挙手]

議長（山田儀雄君）

9 番 加藤保郎君。

9 番（加藤保郎君）

答弁のほうありがとうございました。

先ほどの答弁の中にもありましたように、加賀市が先進的な高齢化のまちだということで、取り組みがこのようになされておるといふのを参考にされていくことが本当にいいことだと思っております。ただ、庁内で横断的なワーキングチームとか、そういうのも全庁的には取り組まれて、それぞれ御嵩町全体的なことは多分考えてみえると思うんですが、やっぱり個々の地域に入っていきますと、それぞれがやっぱり伏見と上之郷では全然違うと思うんです。そこら辺のことを考えていただいて、ワーキンググループ、御嵩町における地域性というのを表に出して、全庁的なものは一本でいくにしても、地域ごとが今後必要になってくると思いますので、そこら辺の活動について1次的なものは今済んだと、2次的なものに入っていくということですので、それを期待して質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（山田儀雄君）

これで加藤保郎君の一般質問を終わります。

続きまして、7 番 安藤雅子さん。

7 番（安藤雅子君）

お許しをいただきましたので質問をします。

本日最後の質問となります。

ただいま加藤議員が地域包括ケアシステムの質問をされましたが、私も同じ研修を受けてまいりました。そのシステムの中の共助の部分について、シニアの活用ということで質問をいたします。

民生文教常任委員会で先日研修を受けました。石川県加賀市を訪ね、介護保険を持続可能な社会保障制度として確立するための地域包括ケアビジョンの勉強をしてまいりました。

加賀市では、ともに支え合う健康で豊かなまちづくりを目指して、医療介護、生活支援、住まいを包括的に考えた高齢者お達者プランの取り組みがされていました。昨今 65 歳まで働く方が多くいらっしゃいますが、団塊の世代が 65 歳を超えたことにより、十分に元気で時間的ゆとりのある方が多くなっていると思われまます。介護の担い手が心配され、元気なシニアの活躍が期待をされているところですが、自分のためだけに時間を費やすのではなく、社会に貢献をしたい、まだまだできるという思いを持ってみえる人は潜在的に多くいらっしゃるのではな

いでしょうか。

70 代の後半から支援や介護の要る人が急激に増加をしているということを受けて、介護予防や可能な限り住みなれた地域で暮らすことに重点が置かれた各課をまたいだ事業や、民間施設、また団体、住民との連携を重視した活動に多くの自治体に取り組んでいます。

御嵩町でも、ボランティアポイント、ちょこボラなど民間の力を活用する活動が始まっていますが、まだ始まったばかりで、誰もが気軽に参加して活動ができるという制度に育つまでには、まだまだ時間がかかりそうです。

例えば、可児市ではシルバー人材センターが総合支援事業を請け負ってやってみえます。家事援助、料理、買い物、掃除など、女性でも、男性でも、資格がなくてもできるものも多くあります。自由な時間も欲しいけれど、好きなことにかけるちょっとしたお金も欲しい。そして人の役にも立ちたい、私などはこのように思ってしまうのですが、ボランティア以外にもこんな働き方のできる場が御嵩にもあるといいなあとと思います。

65 歳からの元気なシニアの活躍、これはこれからの重要なキーワードになると考えます。現在、御嵩町にはシニアの活躍できる場はありますか。これらの相談ができる窓口はありますか。これからのシニアの力の活用をどのように考えますか。活躍の場づくりは、どう広げていけますか。

以上、シニア世代の活躍についてお尋ねをします。よろしく御答弁ください。

議長（山田儀雄君）

民生部長 加藤暢彦君。

民生部長（加藤暢彦君）

安藤雅子議員の御質問、シニア世代の活躍の場づくりについてお答えをいたします。

質問は大きく2つでございます。

1つ目は、御嵩町にシニアの活躍できる場はあるか。2つ目は、これからシニア世代の活躍の場づくりはどう考えるかであります。

それでは、1つ目の質問からお答えをいたします。

近ごろはアクティブシニアという言葉があるように、元気で活動的な高齢者の方々がふえています。例えば、昔は70代ぐらいの年齢の方々は、誰がどう見ても立派な御老人と言えましたけれども、今の70代の方はまだまだお元気、中にはお年寄り扱いすると怒られそうなほど若々しく、また精力的に活動されている方もたくさんいらっしゃいます。

2015年に日本老年学会が発表いたしました65歳以上の高齢者の身体、知的機能、健康状態について、最新の科学データを総合すると、現在の高齢者は10年前、20年前に比べて5歳から10歳は若返っていると想定されると評価をされています。高齢者雇用安定法の改正により

まして、多くのサラリーマンの方が定年後も継続雇用などの形態で 65 歳ぐらいまで就労を試みえます。65 歳で就労を終わられた方も、データ上ではまだまだ心身ともに元気である方々がたくさん見えると考えております。

議員の質問の冒頭にもありましたように、シニア世代の方々の中には、自分の経験や時間を社会に貢献するために使いたいという思いを持っていらっしゃる方は、地域の中に大勢いらっしゃるのではないかと考えております。

高齢者の活躍の場としては、就労、家庭、地域などのステージがあると思います。就労では自営業の方などは、当然のごとく生涯現役で商売が活躍の場となっております。また、65 歳を過ぎても正規・非正規にかかわらず、さまざまな業種の中で就労されている方もたくさんお見えになります。

御嵩町シルバー人材センターでは、現在約 100 名の会員の方が登録され、日々就労活動を行っておられます。家庭の中では、家族の生活を支えるために掃除、洗濯、炊事などの家事を行ったり、お孫さんのお世話などで活躍している方も大勢お見えになるでしょう。地域の中では、自治会の役員、民生委員など主に行政が多くの方々に御協力をいただいている各種委員会での活動、また学童の登下校の見守りやスポーツ少年団の指導者など、町内各所で行われていますサロンの集いの場の中でも、65 歳以上の方々がスタッフとして大勢の方々が活動をされて、活躍をされています。

昨年度から行っておりますげんきボランティア 65、これには約 300 名の 65 歳以上の方がボランティアとして登録され、多方面においてさまざまな活動を通じて活躍をされています。これ以外でも、地域の中にはまだまだ元気な高齢者の方々が活躍してみえる場所はたくさんあるのではないかなというふうに考えております。

2つ目の質問、これからシニア世代の活躍の場づくりはどう考えているか、どう広げていくかについてお答えをいたします。

国のほうでもセカンドライフの充実、65 歳で定年となったら、今まで培ってきた経験、能力を生かせる形で地域で活躍する、貢献することが当たり前の社会を構築すべき、そのための体制整備が必要であると述べています。

御嵩町においては、今年度から始まっております第 7 期御嵩町高齢者福祉計画、介護保険事業計画におきまして、基本目標として高齢者が生きがいを感じられる健康で元気なまちづくりの中の施策として、社会参加と生きがいづくりの推進を掲げており、その中に 1 番目として地域における集いの場づくりの推進、2 番目に多世代交流の促進、3 番、御嵩町シルバー人材センターの活性化、4 番、高齢者のボランティアの推進、5 番目に高齢者団体への支援活動、6 番目、生涯学習、スポーツの充実を取り組み目標として掲げ、高齢者の方々が活躍できる体制

の整備に取り組んでまいります。

議員御紹介の可児市シルバー人材センターが行っている支援事業も、今後の御嵩町のシルバー人材センターの活性化に大いに参考になるものだと考えております。今後、御嵩町においてもますます高齢化が進んでいきます。この状況は誰も変えることができません。しかし、その現実をネガティブに考えるのではなく、逆に生産年齢期の方ではできない経験と能力、さらには時間を持ち合わせた方々が地域の中でたくさん存在されている時代がやってくるのだと捉えていきたいと考えております。

高齢者の方々に、それぞれのできることをできる範囲でその能力を発揮していただくことで、地域の中で高齢者の方々の活躍の場がどんどん広がっていくものと考えております。高齢者の活躍の場の選択肢を広げていくことが行政の役割であると考え、今後さまざまな形で高齢者の方々の地域活動への参加のお手伝いをさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上で私からの答弁とさせていただきます。

〔7番議員挙手〕

議長（山田儀雄君）

7番 安藤雅子さん。

7番（安藤雅子君）

御答弁ありがとうございました。

可児市のシルバーがいい参考事例になって、御嵩町にも年齢ではなく、気持ちだったり、健康年齢だったり、実年齢ではなく、動ける、働けるという環境を十分に満喫できるような場ができていくといいなあと思います。

御嵩町には、あっと訪夢、ふらっとハウス、憩いの家、また健康増進施設が3館など、地域の人たちが集える施設だったり、介護予防や生活習慣予防に使えるという施設が結構たくさんあると思いますが、将来的にシニア活動の場も含めたこの総合支援事業の展開の中で、これらの施設をより有効に活用していくというような施策があれば、どういうふうにお考えになっているのかということをお伺いして再質問とします。

議長（山田儀雄君）

民生部長 加藤暢彦君。

民生部長（加藤暢彦君）

それでは、安藤議員の御質問にお答えをさせていただきます。

議員が今おっしゃられたみたいに、御嵩町内にはさまざまな高齢者の施設がございまして、多くの方に御利用いただいているところでございます。御質問は、その施設を使って高齢者の

活躍の場にもできないかということかと思えます。

今、頭の中で具体的にこれだというものが特にないわけでございますけれども、先ほども私の答弁の中で申しましたように、高齢者の活躍の場の選択肢を広げていくということが行政の役割でもあるというふうに考えておりますので、今後またそういったことも検討していきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。以上です。

[7番議員挙手]

議長（山田儀雄君）

7番 安藤雅子さん。

7番（安藤雅子君）

ありがとうございました。

さっき言ったように年齢には実年齢だけではなく、骨年齢から健康年齢からいろんなものがあるんですが、やることがあるという、生きがい、やりがいがあるというモチベーションというのは、そのところに大変大きく働きかけるものだと思いますので、ぜひぜひ元気なシニアが活躍できるというところを期待しながら質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

議長（山田儀雄君）

これで安藤雅子さんの一般質問を終わります。

通告のありました町政一般に対する質問は終了いたしました。

散会の宣告

議長（山田儀雄君）

以上で本日の日程は終了いたしました。

次の本会議はあす午前9時より開会をいたします。

これにて散会をいたします。御苦労さまでした。

午後1時50分 散会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 会 議 長 山 田 儀 雄

署 名 議 員 柳 生 千 明

署 名 議 員 加 藤 保 郎